

大阪市立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(7)-3
II	基準ごとの評価	2-(7)-4
	基準1 大学の目的	2-(7)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(7)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(7)-10
	基準4 学生の受入	2-(7)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(7)-18
	基準6 教育の成果	2-(7)-31
	基準7 学生支援等	2-(7)-34
	基準8 施設・設備	2-(7)-38
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(7)-41
	基準10 財務	2-(7)-44
	基準11 管理運営	2-(7)-47
<参 考>		2-(7)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-54
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-58
iv	自己評価書等	2-(7)-63
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(7)-64

I 認証評価結果

大阪市立大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「都市型総合大学」という理念に従って、都市研究プラザ等を中心として都市の創造性に関する多様な教育研究を行うための体制を構築している。
- 学部・研究科でアドミッション・ポリシーが明確に定められている。また、追跡調査等が組織的に実施される体制になっており、その結果が入学者選抜の改善に結び付いている。
- 少人数教育が実施され、学生の満足度も高い。
- 平成 17 年度に「QOLプロモーター育成による地域活性化」、平成 19 年度に「インタラクティブ型キャリア教育方法の確立」が文部科学省現代GPに採択され、それぞれの分野において学士課程教育の改善に取り組んでいる。
- 平成 19 年度に「国際発信力育成インターナショナルスクール」及び「地域ケアを担う Ph. D. 臨床栄養師の養成 ー病院と地域をつなぐ管理栄養士のエキスパート教育プログラムー」が文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択され、大学院教育の実質化に向けた取組を展開している。
- 平成 16 年度の文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」では、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」を開設し、実態調査や無料法律相談業務等を実施し、法実務を学ばせる様々な取組を展開している。
- 平成 14 年度に「都市文化創造のための人文科学的研究」、平成 15 年度に「結び目を焦点とする広角度の数学拠点の形成」、平成 16 年度に「疲労克服研究教育拠点の形成」が文部科学省 21 世紀 COE プログラムに採択されている。また、平成 19 年度の文部科学省グローバル COE プログラムに「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」が採択され、これらの研究成果が大学院教育に反映されている。
- 学術情報総合センターが図書館及び情報センターとしての機能に優れており、十分有効に活用されている。
- 教育推進・研究推進・地域貢献推進の 3 本部を設置して、教育・研究とともに地域貢献を推進する体制を構築し、教員と事務職員が一体となって本部事業に参画している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学は、その学則において「大阪市立大学（以下「大学」という。）は、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。」と自らを学術研究の中心と位置付けるとともに、学校教育法の規定に従い教育目的を定めている。平成 12 年度には建学の精神に基づきつつ、長期的な視野に立つ大学の将来計画を検討する作業を継続し、「第三次大阪市立大学基本計画」を策定し、大学としての新しい理念を提示した。さらに、平成 18 年度の法人化に際して、中期目標の中で大学の理念を「優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学を目指す。また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現を目指す。」と定めるとともに、その理念に沿った教育研究等の目標を示している。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は、学校教育法に則して学則に規定されている。その理念と人材育成の目標は、大学の基本計画や中期目標に定められているが、これらは学校教育法第 83 条に規定された大学一般の目的に沿った内容となっている。

また、大学の中期目標に沿って定められた各学部の教育研究上の目的、人材育成の目標も同様である。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の大学院は、その大学院学則によれば、「大阪市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、

学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」としている。さらに、中期目標においても人材育成の目標を掲げ、また10研究科それぞれ独自の目的、目標を設けている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的等は、ウェブサイトにおいて公表されている学則、基本計画、中期目標等で明らかにされている。また、『第三次大阪市立大学基本計画（冊子体）』、大学案内『OSAKA CITY UNIVERSITY 2008（全学部・研究科の理念、人材育成の目標、アドミッション・ポリシーを平易化したものを記載）』、全学共通科目シラバス・履修案内（学則を記載。担当教員全員、1、2年次生全員、3年次以上の一部に配付）、各研究科・学部の履修概要等（各研究科・学部の教育研究上の目的、人材育成の目標を記載。各学部専任・兼任教員、1年次以上に配付）、『キャンパスライフ』（「建学の精神」を記載。新入生全員に配付）等にも掲載されており、これらは教職員及び学生に配布されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

目的や基本計画、中期目標・中期計画、各研究科・学部の理念・人材育成の目標等は、それぞれウェブサイトに掲載されており、社会に公表されている。

また、大学の概要や、大学案内『OSAKA CITY UNIVERSITY 2008』が、各種大学説明会やオープンキャンパスにおいて配布されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の長期的展望に基づく「基本計画」を策定し、それが大学の中期目標・中期計画の基本となっている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則に定める大学の目的、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するために、商学部（商学科）、経済学部（経済学科）、法学部（法学科）、文学部（哲学歴史学科、人間行動学科、言語文化学科（以上第1部（昼間課程））、人文学科（第2部（夜間課程））、理学部（数学科、物理学科、物質科学科、化学科、生物学科、地球学科）、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科、建築学科、都市基盤工学科、応用物理学科、情報工学科、バイオ工学科、知的材料工学科、環境都市工学科）、医学部（医学科、看護学科）、生活科学部（食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科）の8学部を置いている。なお、商、経済、法、文4学部には、第2部を併設している。

各学部では、それぞれ教育研究上の目的、人材育成目標を定め、その達成のため、1ないし複数の学科を置き、教育研究活動を実施している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育のために教養学部を置かず、教養教育を全学共通教育として、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学共通教育教務委員会の責任の下に全学的体制の下で実施されている。

全学共通教育教務委員会は、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務め、大学全体の教育と学生関係諸業務を管轄する、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。委員は、各学部等選出の委員各1人及び後述の教科会議議長により構成され、月例の委員会を開催し、各年度の全学共通教育の科目の調整、担当者の決定、予算配分、TA配分等を審議決定することをその任務としている。

教科会議は、全学共通科目を11教科に区分し、その各教科に属する科目担当の各学部専任教員が組織する全学共通教育教務委員会所属の専門委員会であり、各教科の教育目標、教育内容、教育方法等に関する事項を審議するとともに、全学共通教育の受け手である各学部の意見を聴取することになっている。

なお、平成19年度からは、大学の英語教育の改革推進のために、教育担当副学長をセンター所長とし、文系系各学部代表委員、文学研究科所属の兼任教員、特任教員等によって組織される英語教育開発センターを設置し、英語教育の独自プログラム（College English）を開発している。

また、高等教育全般の研究組織として大学教育研究センターを設置し、当該大学及び大学全体の教育全般に関する調査研究を行っている。教養教育に関しては、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動や授業評価による教育改善を企画・推進しているほか、キャリア教育、初年次教育の検討・実施においても中心的役割を果たしている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には、修業年限前期2年と後期3年の博士課程をもつ経営学研究科（グローバルビジネス専攻）、経済学研究科（現代経済専攻）、法学研究科（法学政治学専攻）、文学研究科（哲学歴史学専攻、人間行動学専攻、言語文化学専攻、アジア都市文化学専攻）、理学研究科（数物系専攻、物質分子系専攻、生物地球系専攻）、工学研究科（機械物理系専攻、電子情報系専攻、化学生物系専攻、都市系専攻）、生活科学研究科（生活科学専攻）の7研究科、修業年限2年の修士課程と4年の博士課程をもつ医学研究科（医科学専攻（修士課程）、基礎医科学専攻、臨床医科学専攻（博士課程））、修業年限2年の修士課程と3年の博士課程をもつ創造都市研究科（都市ビジネス専攻、都市政策専攻、都市情報学専攻（修士課程）、創造都市専攻（博士後期課程））を置いている。また、法学研究科には、専門職学位課程として、法曹養成専攻が設置されている。さらに、平成20年度に、修業年限2年の修士課程をもつ看護学研究科（看護学専攻）が設置されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的を達成するために、学部・研究科等とは別に以下のような全学的センター等が設置されている。そのうち、学則に規定されたものとして、

学術情報総合センター：学術情報の収集及び提供並びに情報システムの研究開発を行うことにより、大阪市立大学における教育研究に資するとともに、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的とする。

文化交流センター：大阪市立大学を中心とする大学教員等による知的情報の提供及び交流を推進して、大学における学術研究の成果を社会に還元し、あわせて学術文化の振興に寄与することを目的とする。

都市健康・スポーツ研究センター：体育に関する研究、調査及び教育を行うことを目的とする。

人権問題研究センター：人権問題の解決に寄与するため、人権問題に関して、研究、調査及び教育を行うことを目的とする。

大学教育研究センター：大学及び大学院における教育に関する研究及び調査を行うとともに、大学教育の改善を支援することを目的とする。

都市研究プラザ：都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的な研究を推進し、学術的及び政策的提言並びに人材育成を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的とする。
が置かれている。

また、理学部には附属植物園（生物学特に植物学の研究を行うとともに、市民の科学知識のかん養に資

することを目的とする。)が、医学部には附属病院(大阪市立大学医学部(大学院医学研究科を含む。))における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。)及び附属刀根山結核研究所(結核病学に関する研究を行うことを目的とする。)が設置されている。なお、それぞれの教育研究等における機能は、それぞれの規程に明記されている。

学則記載以外のセンターとしては、工作技術センター(機器類の工作、加工及び開発を行うことにより研究教育の進展に資することを目的とする。)、証券研究センター(証券関係講座の整備充実及び証券に関する調査研究の推進・助成を図ることなどを目的とする。)、大学史資料室(大学の歴史に関する資料等の収集、整理及び保管を行い、大学史編集に備えることなどを目的とする。)、新産業創生研究センター(新産業創成研究及び産学官連携の推進等を図る。)、保健管理センター(学生の保健管理及びカウンセリング並びに教職員の診療を行う。)がある。

文部科学省 21 世紀 COE プログラムに関わるセンターとして、文学研究科の都市文化研究センター、理学研究科の数学研究所、医学研究科の疲労克服研究教育拠点がそれぞれ設けられ、COE プログラムによる教育研究活動を行っている。

また、平成 19 年度からは、都市研究プラザを中心に文部科学省グローバル COE プログラムに採択され、都市学形成に向けた教育研究活動を行っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため教育研究評議会が設置されており、大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月 1 回開催される同評議会において審議、決定している。

各学部、研究科においては、学部教授会、研究科教授会が置かれ、学則に基づく教授会運営のための内規を定め、原則として毎月 1 回以上の定例教授会を開催し、教育研究評議会の審議内容を報告するとともに学則に定める事項を審議している。また、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究センターに教授会に準じるものとしてセンター教員会議、大学教育研究センターにセンター研究員会議を置いている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数ので会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育推進本部が教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法等を検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にわたる専門教育及び大学院教育の教育課程や教育方法等を検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。

教育推進本部は、教育担当副学長を本部長とし、教務担当部長及び学生担当部長、文系研究科長の代表、理系研究科長の代表及び学部長代表、大学運営本部事務部長、学生支援課長、入試担当課長、学生担当課長、学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部学務課長で構成されている。

全学共通教育教務委員会、学部・大学院教務委員会は教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成され、それぞれの任務を遂行している。

各学部・研究科においては、教務委員会等が組織されて、教授会と連携しつつ、各研究科・学部の教育課程や教育方法等についての事項を検討している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「都市型総合大学」という理念に従って、都市研究プラザ等を中心として都市の創造性に関する多様な教育研究を行うための体制を構築している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本を大学院研究科の専攻に置いている。各研究科の専攻では、教育研究の弾力化、学際化に即応し、教員人事の柔軟性を担保しうるように大講座を採用している。

研究科教員は学部教員を兼務している。商学・経済学・法学・文学4学部及び医学部看護学科は基本的に研究科・専攻に対応した教員編制をしている。また、理学・工学・生活科学3学部では、研究分野をさらに細分化した学科に対応する教員編制をしている。なお、医学部では学部を講座別に編制している。

教育課程は、学科や学部をさらに細分化した教室等の教員の単位が中心となり遂行されており、学科主任・教室代表等がそれら統括責任を負う体制をとっている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教育課程は、全学共通教育及び専門教育で構成される学士課程並びに専門職学位課程を含む大学院課程からなっている。学生に対する教育・研究指導は、各研究科・学部所属の教員を中心に、附属センター等の教員を含めた全学的な体制で行われている。

大学全体の教員は、教授304人、准教授236人、講師175人、助教39人が配置されている。

このほか、大学には「公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則」により、特定有期雇用教職員、短時間勤務教職員として定められ、教育内容をより充実したものとする目的で学長の裁量の下で採用された特任教員として、特任教授35人、特任准教授7人、特任講師13人、特任助教9人が配置されている。また、非常勤講師は大学全体で700人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりである。

- ・ 商学部第1部：32人（うち教授18人）〔商学部第2部を兼任〕
- ・ 経済学部第1部：32人（うち教授19人）〔経済学部第2部を兼任〕
- ・ 法学部第1部：28人（うち教授19人）〔法学部第2部を兼任〕

- ・ 文学部第1部：63人（うち教授38人）
- ・ 文学部第2部：9人（うち教授9人）
- ・ 理学部：121人（うち教授50人）
- ・ 工学部：107人（うち教授48人）
- ・ 医学部医学科：267人（うち教授54人）
- ・ 医学部看護学科：21人（うち教授11人）
- ・ 生活科学部：48人（うち教授22人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員43人（うち教授43人）、研究指導補助教員203人
- ・ 創造都市研究科：研究指導教員33人（うち教授24人）、研究指導補助教員0人
- ・ 看護学研究科：研究指導教員9人（うち教授9人）、研究指導補助教員9人

〔博士前期課程〕

- ・ 経営学研究科：研究指導教員32人（うち教授18人）、研究指導補助教員0人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員28人（うち教授17人）、研究指導補助教員4人
- ・ 法学研究科：研究指導教員28人（うち教授18人）、研究指導補助教員28人
- ・ 文学研究科：研究指導教員67人（うち教授42人）、研究指導補助教員1人
- ・ 理学研究科：研究指導教員96人（うち教授50人）、研究指導補助教員25人
- ・ 工学研究科：研究指導教員81人（うち教授48人）、研究指導補助教員19人
- ・ 生活科学研究科：研究指導教員40人（うち教授22人）、研究指導補助教員8人

〔博士後期課程〕

- ・ 経営学研究科：研究指導教員20人（うち教授18人）、研究指導補助教員12人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員11人（うち教授11人）、研究指導補助教員21人
- ・ 法学研究科：研究指導教員36人（うち教授24人）、研究指導補助教員0人
- ・ 文学研究科：研究指導教員42人（うち教授42人）、研究指導補助教員26人
- ・ 理学研究科：研究指導教員50人（うち教授50人）、研究指導補助教員71人
- ・ 工学研究科：研究指導教員55人（うち教授48人）、研究指導補助教員45人
- ・ 生活科学研究科：研究指導教員40人（うち教授22人）、研究指導補助教員26人

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員43人（うち教授43人）、研究指導補助教員203人
- ・ 創造都市研究科：研究指導教員27人（うち教授23人）、研究指導補助教員6人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員は、19人（うち教授10人、実務家教員6人）であり、専門職大

学院である法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）においては、専門職学位課程における教育を遂行するために必要な有資格教員数が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員採用については、基本的に公募制が採られている。公募制を原則としない研究科・学部においても、教員採用について複数の候補を挙げるなど、人事選考を硬直化させない手続的措置が内規等で定められている。教員各層の年齢構成をみると、教授にあつては、50～60歳未満、准教授にあつては40～50歳未満が過半数を占め、講師及び助教にあつては大半が30～50歳未満である。

第三次大阪市立大学基本計画において女性教員の役割の重要性を確認しており、人事選考の際の特別な配慮や、また、中期計画には女性教員の支援体制の整備が謳われており、女性教員が研究・教育に専念できる環境づくりも目標としている。現在の女性教員の比率は全学平均で11.4%であり、平成12年度が7.2%、平成17年度が10.4%と比率は徐々に増えてきている。

また、任期が定められた特任教員の制度を平成18年度4月より実施し、各研究科・学部等において教育・研究活動を充実したものとするため、全学で総計64人の特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教等を採用している。

外国人教員は20人で全学教員の2.7%である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任は、「大阪市立大学教員選考基準」に基づいて行われる。さらに、各研究科・学部の多くは、内規等において、学問分野の特性に応じた教員採用・昇任の基準を定めている。

「大阪市立大学教員選考基準」において、教員特に教授の教育上の能力や業績が重要な考慮事項として掲げられており、各研究科・学部等の教員採用・昇任の際に、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力が評価の対象とされている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価のために、平成18年4月に「公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程」を制定し、これに基づいて設置された全学評価委員会を中心に、組織的な自己点検・評価体制を整備している。

各研究科・学部においては、教員の教育活動に対して学生による授業評価や自己評価委員会による評価が行われている。また、各研究科・学部における教育活動の成果と評価を全学で共有するために、全学的なFD研究会が平成15年度より恒常的に開催され、上記評価の結果を踏まえて、授業方法の工夫やカリ

キュラム作りなどに取り組んでいる。

なお、大阪市立大学学友会により、優れた授業を行い学生の教育に尽力した業績に対して教員を顕彰する「優秀教育賞」のほか、わかりやすいテキスト出版等の業績に対して教員を顕彰する「優秀テキスト賞」、学部・研究科での教育・研究活動において優れた成績をあげた教員を顕彰する「高原賞」が設けられ、優れた教育活動の顕彰が行われている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教育の目的を達成するため、学部及び大学院における授業は、担当教員の研究領域そのものに関連するか、またはそれと近い領域において研究活動を行う教員が担当している。それらは『大阪市立大学研究者要覧』により外部にも公開されている。

例えば、経営学研究科・商学部においては所属教員の研究成果を教科書向きに編集し、大阪市立大学商学部編『ビジネス・エッセンシャルズ・シリーズ』全7巻として、平成13年9月から平成15年10月にかけて順次発刊した。これらは、学生が6つのコースに所属して関連科目を修得する際のコース概論科目教科書と位置付けられており、研究成果を教育に関連させる努力として特記される。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学運営本部に所属する事務職員、技術職員等は、学務企画課、学生支援課、研究支援課、学術情報総合センター運営課において、それぞれ教育支援を行っている。各学部・研究科においても、学務企画課及び研究支援課に所属する事務職員、技術職員等が各学部・研究科事務室等に配置されている。

医学部及び附属病院においては、医学部・附属病院運営本部の下に、庶務課、学務課、経営企画課、医事運営課、事業課が置かれ教育支援を行っている。

また、TAは、全学的指針、「大阪市立大学ティーチング・アシスタント取扱要項」、に基づき389人が配置されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学としての入学者受入の基本方針は、「公立大学法人大阪市立大学中期目標」により「人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れる」と定められている。

各学部・研究科は、大学の基本方針に基づき、各々の学問分野や教育方針の特性に応じて、人材育成の目標とともに、より具体的な学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、ウェブサイトや学生募集要項において公開し周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程学生の受入のため、第1部においては、一般選抜（前期日程及び後期日程）及び特別選抜（推薦入試）により、第2部においては、一般選抜と特別選抜（社会人特別選抜）により、入学者選抜を行っている。このうち学士課程の一般選抜については、大学入試センター試験を課すことによって基礎学力を判定するとともに、大学独自の第2次試験を課すことによって各学部の専門分野に応じて要求する学力を判定している。

商学部、経済学部、法学部の第2部後期日程試験では大学入試センター試験のみを課している。なお、各学部等の特性を考慮し、第2次試験では教科・科目試験以外の小論文（商学部第1部後期日程、法学部第1部後期日程等）や面接試験（医学部前期日程・後期日程）等の選抜方法も取り入れている。

大学院課程の入学者選抜においては、一般選抜以外に、それぞれの研究科の特性やアドミッション・ポリシーに応じた特別選抜の方法として、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜等を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

多様な学生を幅広く受け入れるという、大学の基本姿勢から、各学部・研究科はその特性に即して、多

様な対応が図られている。例えば、学士課程においては、文学部が帰国生徒に対する特別選抜を実施しているほか、他の学部においても、社会人特別選抜、推薦入学、第3年次編入学、私費外国人留学生特別選抜、職業教育を受けた高校生を対象にした推薦入学等、様々な選抜方法を採用している。

大学院課程においても、社会人特別選抜や留学生特別選抜、企業・自治体・団体等からの組織推薦枠制度や実務経験者に対する特別選抜が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

「大阪市立大学入試委員会規程」により、学部入学者選抜試験（以下「学部入試」という。）及び大学院入学者選抜試験（以下「大学院入試」という。）を統括して処理するため、教育推進本部長を長とする入試委員会（全学）が設置されている。この入試委員会は、学部入試及び大学院入試に係る基本方針及び重要事項を審議するとともに、学部入試に係る具体的実施を入試実施委員会に委嘱し、学部入試に係る問題作成等を入試出題・採点委員会に委嘱する。入試出題・採点委員会はその下に、出題する教科・科目ごとに教科・科目問題作成委員会を置くほか、第三者の立場で出題の適切さや誤りの有無等を点検する入試問題点検委員会を置いている。

学部入試の当日においては、学長を長とする入試実施本部の統括の下に、複数の試験場本部が置かれ、警備も含め、全学的に統一かつ迅速に対応する体制がとられている。以上の全学的体制とともに、各々の学部においても、入試委員会（学部）が設置され、第2次試験の実施等について、入試委員会（全学）及び入試実施本部の統括の下に、必要な措置を迅速に講ずる体制がとられる。

大学院入試については、入試委員会（全学）の統括の下に、その具体的実施及び問題作成等は研究科ごとに置かれる入試委員会等によって行われている。

なお、学部入試については、入学者選抜の透明性の確保という観点から、年度ごとにその結果（志願者・受験者・合格者・入学者数、最高・最低・平均点表（合格者）等をウェブサイトで公開するとともに、受験者の請求により、学部入試に係る個人成績（大学入試センター試験・第2次試験の科目別得点）を本人に開示することを学生募集要項に明示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

大学として受験生、入学者及び卒業生に関する一貫したデータベースを構築するために、平成17年度から継続して入学者追跡調査を実施している。さらに、入学者選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析等を行うため、入学者追跡調査委員会が平成17年度に設置されている。

また、多くの各学部・研究科においても、継続的に入学後の成績等を追跡調査して、各学部・研究科が実施する推薦入学、帰国生徒・留学生や社会人に対する特別選抜制度等、各種の選抜制度の検証を行っている。この検証の結果は、例えば、商学部では一般入試の前期日程と後期日程の定員を調整したほか、推薦入学の定員を6人から12人に増加させるなど実際の選抜制度に反映させている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 16～20 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 20 年 4 月に設置された看護学研究科（修士課程）については、平成 20 年度の 1 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 商学部 1 部 : 1.07 倍
- ・ 商学部 2 部 : 1.14 倍
- ・ 経済学部 1 部 : 1.10 倍
- ・ 経済学部 2 部 : 1.10 倍
- ・ 法学部 1 部 : 1.06 倍
- ・ 法学部 2 部 : 1.19 倍
- ・ 文学部 1 部 : 1.10 倍
- ・ 文学部 1 部（3 年次編入） : 1.26 倍
- ・ 文学部 2 部 : 1.24 倍
- ・ 理学部 : 1.17 倍
- ・ 理学部（3 年次編入） : 1.03 倍
- ・ 工学部 : 1.05 倍
- ・ 医学部 : 1.01 倍
- ・ 医学部看護学科（2 年次編入） : 0.92 倍
- ・ 医学部看護学科（3 年次編入） : 1.06 倍
- ・ 生活科学部 : 1.03 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科 : 1.26 倍
- ・ 創造都市研究科 : 0.97 倍
- ・ 看護学研究科 : 1.10 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 経営学研究科 : 0.71 倍
- ・ 経済学研究科 : 0.49 倍
- ・ 法学研究科 : 0.26 倍
- ・ 文学研究科 : 0.73 倍
- ・ 理学研究科 : 1.17 倍
- ・ 工学研究科 : 1.22 倍
- ・ 生活科学研究科 : 1.17 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 経営学研究科 : 0.96 倍
- ・ 経済学研究科 : 0.39 倍
- ・ 法学研究科 : 0.28 倍
- ・ 文学研究科 : 0.68 倍
- ・ 理学研究科 : 0.70 倍

- ・ 工学研究科：0.53 倍
- ・ 生活科学研究科：0.82 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：0.78 倍
- ・ 創造都市研究科：2.22 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.95 倍

創造都市研究科（博士課程）については、入学定員超過率が高く、経済学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）、法学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）、文学研究科（博士後期課程）、工学研究科（博士後期課程）では入学定員充足率が低い。

なお、経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理学研究科及び生活科学研究科においては、博士前期課程において、9月入試で合格者が定員に達しない場合、翌年2月に再試験を実施して、入学者選抜の機会を複数化している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部・研究科でアドミッション・ポリシーが明確に定められている。また、追跡調査等が組織的に実施される体制になっており、その結果が入学者選抜の改善に結び付いている。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

学士課程の授業科目は、学則に基づき全学共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目で構成されているが、中でも全学共通科目と専門教育科目を学士課程における教育の柱と位置づけて、原則として在学期間を通じた一貫教育体制の下に、全学体制で提供されている。学生は、所属学部に関わらず履修する全学共通科目と、各学部が提供する専門教育科目とを並行して履修する。このほか、教育職員の免許状の取得を希望する学生のために、教職科目が開講されている。

全学共通科目は、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目及び健康・スポーツ科学科目から構成されている。

専門教育科目は、各学部でその必要度・重要度などにより、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由選択科目等の科目区分を設けている。各学部では、これらの区分に沿って基礎的な知識の習得から発展的な内容へと段階的な科目構成をするとともに、学部・学科及び課程の特色を發揮しながら、全学共通教育と専門教育の有機的連携を図っている。

各学部・学科の卒業所要単位は、医学部医学科を除いて全学共通科目及び専門教育科目を合計して124単位以上(医学部医学科は、全学共通科目の所定の単位数と、専門で提供されるすべての科目の履修)で

ある。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学共通科目は「大学生として必要な知識を修得すること、自主的・総合的な判断力を養成すること、社会人として必要な教養を身につけること」を目標として、総合教育科目（A・B）、基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目が設定されており、現実的・実際的な問題を「主題」として設けている。

例えば、総合教育科目Aでは主題の1つである「都市・大阪」のもとに、大学が位置する大阪という都市について、歴史・文化、地理、都市政策、経済活動等を取り扱う9つの授業科目を設けている。

専門教育科目は、各学部でその必要度・重要度などにより、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由選択科目等の科目区分を設けている。学部によってはこの区分のほかに、入門科目、基礎科目（以上経済学部）、基本科目、推奨科目（以上理学部）、基本科目、主要科目、主要選択科目、基礎科目、基礎必修科目、上級科目、基幹科目、演習科目、応用科目（以上工学部）、専門基礎科目（医学部看護学科）等の区分を設けている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

全学共通科目の総合教育科目は、全学の教員の中から、それぞれの科目に関連深い学部・研究科の教員、即ち、基礎教育科目には理学部教員が、外国語科目には文学部の語学系教員が、健康・スポーツ科学科目には都市健康・スポーツ研究センター教員が、それぞれの中心になって授業が実施されている。

専門教育科目では、各授業科目に最も適合する専門分野の教員が授業を担当し、教員各自の研究活動の課題や成果、学会活動を含めて、各学問分野の基礎的、及び先端的研究内容等が授業に盛り込まれ得る体制になっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応して各種の教育課程を編成している。例えば、全学共通科目の総合教育科目Aは人類の生存や市民生活等に直接関わり、現代的で実際的な問題を多面的に扱う科目から構成されている。

平成17年度に文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された生活科学部の教育プログラム「QOLプロモーター育成による地域活性化」は生活者のQOL（Quality of life）ニーズを俯瞰的に把握・分析するニーズアセスメント能力やコーディネーション能力を有し、パートナーシップによる問題解決を図ることのできるQOLプロモーターの育成に貢献している。具体的には、福祉や環境、まちづくりに関する地域貢献型授業を、参加型や双方向型、臨地演習等の形態で実施して、学生

からも「視野を広げることができた」や「役に立つ」という評価を得ている。また全学科がこの取組に参加することで、分野間の交流ができたことも評価されている。また、商学部の「インタラクティブ型キャリア教育方法の確立」は平成19年度の文部科学省現代GPに採択され、平成19年度後期はキャリアデザイン論を1科目、プロジェクト・ゼミナールを3科目、平成20年度前期はキャリアデザイン論を3科目、プロジェクト・ゼミナールを5科目実施し、学生がビジネスの現場に入り込み、現場が抱える課題に擬似的に向き合うことで、「自ら問題や課題を発見し、解決する」能力を高める教育方法の開発を進めている。

また、他大学等の授業科目の履修、大学以外の教育施設による学修を認め、外国の大学における修学成果の認定も認めている。

他大学との単位互換では、大阪府立大学・大阪商業大学との3大学単位互換協定に基づく単位互換制度、大学コンソーシアム大阪で実施している34大学間の単位互換制度等を取り入れている。その他、独自の単位互換制度を取り入れている学部・研究科もある。

補充教育としては、全学共通教育、専門教育のいずれにおいてもTAによる教育支援を行っている。また、英語力を高めたい学生のために、英語教育開発センター内に英語学習専用の自学自習室(English Café)を設け、ネイティブスピーカー教員が指導・相談に当たっている。

編入学者に対しては、既修得科目審査による単位認定や、一定の枠内での単位一括認定、個別の履修指導等を行っている。

また、留学生には1人ずつにチューターを付けて、学習方法から履修指導まできめ細かい対応を行っている。

成績優秀者に対しては、学部3年次終了から大学院修士課程への「飛び級制度」を設け、博士前期課程一般選抜による出願選考を経て、合格者を出している。理学部で平成19年度に2人、平成20年度に1人、工学部で平成17年度に1人、平成20年度に2人の実績がある。なお、他学部や他学科への転部、転学科も認めている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

4年間一貫教育としての全学共通科目の履修を容易にするため、特に学際的・総合的な科目となる総合教育科目Aについては、原則として総合教育科目以外の授業のない特定曜日の5時限目に講義時間を設定し、どの学部・学年の学生の受講にも応えられる時間割設定を行っている。

また、多くの学部において、1年次(商学部、経済学部、理学部については2年次も含む)に履修登録できる科目数・単位数の上限を設定している。また、入学時及び各学年の年度初めに、学部・学科ごとのガイダンスにより履修指導を行い、授業時間外の学習時間の確保を促すなどの単位の実質化を図っている。商学部では成績を点数化して卒業要件に科目平均の点数の下限を設けるGPA(Grade Point Average)制度の導入を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

商学部・経済学部・法学部・文学部において、第2部のコースを設けている。

第2部では、夜間の授業(1時限:18時から19時30分、2時限:19時40分から21時10分)だけで

卒業に必要な科目が履修できるようなコース設定になっている。また、平成17年度に標準修業年限を5年から4年へ改め、さらに、第1部の授業の第5時限目に当たる時間帯（16時20分から17時50分）に、第2部の学生が受講可能な授業を設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

全学共通教育、専門教育ともに、講義、演習、実験、実技等の多様な形態で授業が開講されており、教育目的・目標等に応じた人数での授業、双方向型授業形態等の授業が行われている。

全学共通教育では、総合教育科目の中に少人数のセミナー形式で対話・討論型で授業を行う「1回生セミナー」が、1年次の学生に大学での学習方法などを学ぶ機会として試行的に用意されている。

専門教育では、各専門分野の特色に見合った形態の授業が、いずれも少人数教育で提供されている。

また、卒業研究・卒業論文などの指導においては、学生の研究テーマに関連した資料の収集、研究計画の立案、研究方法の開発、研究の遂行と結果のまとめなど、対話・討論型授業を基本に行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学共通教育及び各学部の専門教育ともに、全授業科目にわたってシラバスを作成している。シラバス作成に当たっては、全学共通科目は科目区分ごとの教科会議の、また各専門教育科目は各学部・学科の教務委員会の統括の下に、書式・様式などを統一している。

全学共通教育のシラバスでは、英語表記を含む科目名、開講期・曜日・時限、担当教員名、科目の主題と目標、授業内容・授業計画、評価方法、受講生へのコメント、教材などの統一した項目で学生への理解の浸透を図っている。各専門教育においても、上記に準じた項目がシラバスに掲載されている。

シラバスの活用については、入学時におけるオリエンテーションでの履修指導や、学科ガイダンスにおいて説明し、履修届出のスムーズな運用につなげている。

なお、シラバスは一部をウェブサイトでも公開している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学習への配慮として、シラバスに参考書・推薦書等を提示している。また、全学共通教育が中心に行われるゾーンに、自習室、e-learning室、英語学習専用の自学自習室(English Café)等を設置し、自主学習への環境に配慮している。さらに、学術情報総合センターの閲覧室(1,223席、医学分館は412席)が広く開放され、自学自習ができるパソコン(120台、医学分館は40台)を設置するとともに、ビデオライブラリー等の教材を利用できるようになっており、十分に活用されている。

学力や大学生活に不安を抱える学生については、大学教育研究センターが「学生相談窓口」を開設して

相談に当たっているほか、全学共通教育、専門教育のいずれでもTAによる支援を行っている。留学生には全員にチューターをつけて、その学習等を支援している。

なお、各学部・学科の中には、個別の学生の履修状況を把握するとともに、担任教員制度を取り入れているところもあり、保護者との連絡・連携も図っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

全学共通教育については、その理念と目的、及び成績評価基準が『全学共通科目シラバス・履修案内』に記載されている。専門教育についてはその理念と教育目標、及び成績評価基準・卒業認定基準等は、各学部履修規程に明記されている。

また、成績評価方法等は全学共通教育及び各専門教育に関するシラバス・履修概要等により学生に周知されており、成績はA、B、C、Eの4段階（A、B、Cが合格）、又は100点満点の点数で表している。商学部では、GPA制度が導入されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、全学共通科目に関しては「大阪市立大学全学共通教育履修規程」、専門教育科目に関しては各学部の履修規程に基づき、試験、報告書、論文及び授業の出席状況などを総合的に判断して、A、B、C、Eの4段階（A、B、Cが合格）、又は100点満点の点数によって行われている。

単位認定及び卒業認定は、各学部の履修規程に従って、各学部教授会が実施している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

現在、成績評価等の正確さを担保する措置は明文化されていないが、全学共通科目及び各専門教育科目の成績は、すべて学術情報総合センターにデータベース化されており学部により一元管理されている。

また、成績・評価結果に疑義のある学生には、教務担当窓口を通じて担当教員が直接説明を行って対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が実質的に講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

各研究科では、その前期課程（修士課程）及び後期課程（博士課程）のそれぞれにおいて、その学問分野、職業分野における人材育成の目標を定め、それに対応して教育課程を編成している。各研究科・専攻とも必修科目・選択必修科目・自由選択科目、課題研究指導科目等に相当する授業科目の編成を行っている。各研究科では、授与する学位ごとに、修得単位数、学位論文等の学位取得に必要な条件を定めている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科・専攻は、それぞれの教育目的及び教育課程の編成に応じて、授業科目を体系的に編成し、分野の特性に合わせて講義、演習、実習、ゼミナール、特別研究、研究指導等の形式で提供している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科・専攻における各科目には、その学問領域を研究分野としている教員が担当しており、各担当授業内容にその研究活動の成果が含まれている。

平成14年度に「都市文化創造のための人文科学的研究」、平成15年度に「結び目を焦点とする広角度の数学拠点の形成」、平成16年度に「疲労克服研究教育拠点の形成」が文部科学省21世紀COEプログラムに採択されている、また、平成19年度の文部科学省グローバルCOEプログラムに「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」が採択され、これらの研究成果が大学院教育に反映されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程では学生の自主的、主体的な学習への取組が前提となっており、授業ではゼミ形式、講読形式などを多く取り入れ、また、理系の研究科及び文系の一部研究科の授業では少人数教育、1対1の対面授業形態も実施されている。

さらに、各研究科では、研究・学習スペースの確保、全学生に各1台を基本とするパソコンの設置、図書・文献利用の環境の整備・充実、シラバスの改善等を通じて大学院学生の自主的な学習を促す努力をしている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

社会人大学院学生への配慮として、授業の夜間開講や、必修科目開講時間の繰り下げなどを行っている。必要に応じて当該学生のための授業時間の調整等も行っている。特に、創造都市研究科では、平日夜2日と土曜日の通学で修了可能になっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

博士前期（修士）課程では各専門分野の導入を図るための講義、演習科目が配置され、次のステップとして学位論文の課題研究指導に関するゼミナールや特別研究等を履修するようになっている。

大学院の授業においては、いずれも少人数、対話・対面形態の授業による実質的な指導が行われている。特に、博士後期課程では、全般的に演習・ゼミナール等の比重が大きくなっており、例えば理学研究科や生活科学研究科では授業方式の講義は実施していない。

平成14年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された文学研究科の「都市文化創造のための人文科学的研究」では、博士後期課程大学院学生を3つの研究教育チーム（比較都市文化研究、現代都市文化研究、都市の人間研究）のいずれかにCOE研究員として参加させ、フィールドワークや調査研究の方法、学会における発表方法の指導を行うとともに海外招聘の講師による講義、英語による研究発表に対し講評を受ける演習形式の授業を開講し、国際学会での研究発表や海外研究拠点サブセンターでの調査活動に必要な能力を養う取組が行われている。

平成15年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された理学研究科の「結び目を焦点とする広角度の数学拠点の形成」では、結び目理論を視野に入れた数学全般において、ハイレベルの国際的な若手研究者を育成するために、優秀な大学院学生のTAやRAへの採用、英語による授業の開講、大学院学生やPD研究者の海外研修の支援等が実施されている。

平成16年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された医学研究科の「疲労克服研究教育拠点の形成」では、本格的な疲労の科学・医学の研究に、医学のみならず文学などの分野の大学院学生が参加している。

平成19年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された文学研究科の「国際発信力育成インターナショナルスクール」では、大学院学生の国際学会口頭発表の旅費等の支援、インターナショナルスクール集中科目（IS集中科目）での英語による研究発表の機会の創出、英語による口頭発表のためのトレーニングプログラム等を実施しており、英語によるアカデミック・ライティングや口頭発表の能力の育成を目標とした「アカデミック・コミュニケーション演習（AC演習）Ⅰ」、「アカデミック・コミュニケーション演習Ⅱ」（それぞれ2単位）を博士前期課程の共通科目として平成20年度から新設している。

平成19年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された生活科学研究科の「地域ケアを担うPh.D.臨床栄養士の養成 一病院と地域をつなぐ管理栄養士のエキスパート教育プログラム」では、管理栄養士を大学院に受け入れ、栄養学の専門家として十分な専門栄養学、臨床医学を習得させるとともに、社会福祉学、臨床心理学、居住環境学など、地域ケアにまつわる幅広い知識を習得させている。また、大学附属病院での臨床インターン研修や、地域ケアのフィールドで実践的な栄養ケアマネジメント研修を十分に積み、学位を取得させている。また、医学部の授業を、生活科学研究科の教育にも役立てるという面で、学部・研究科間の垣根を越えた試みとして評価されている。

平成19年度の文部科学省グローバルCOEプログラムに採択された「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」では、若手研究者の育成コースとして国際会議での研究発表やフィールドワーク等の研究活動を行うグローバルコースと受入研究者が主宰する研究プロジェクトと密接に関連した独自研究プロジェクトを遂行するマイスターコースという2類型（コース）を設け、博士後期課程の学生をG-COE特別研究員として配置し、自発的かつ国際水準の研究活動を支援している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全研究科で各研究科又は専攻ごとの教務委員会等が、研究科ごとの統一された様式により、シラバスを作成しており、ガイダンス時などに学生に配付している。シラバスには、授業内容・計画のほか、評価方法、教員の連絡先やオフィスアワー等が記され、学生の履修や学習に必要な情報が含まれている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院課程における研究指導は、大学院学則及び各研究科の規程に基づいて行われている。専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、指導教員を定め、それぞれの分野における学位取得と人材育成に対応した指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

各研究科・専攻においては、個々の学生に対して、指導教員を決めて責任体制を明確にしている。他方、研究テーマを決めるに当たっては、学生の希望や主体性を尊重しながら、指導教員の責任の下、複数教員により決定されている。さらに、セミナーや課題の進捗状況の発表の機会などに、複数教員が係わる指導体制が取られている。

博士後期課程の学生をTA・RAとして雇用し、学士課程の学生に対する効果的な学習支援や教育補助活動を通じて、大学院学生の教育能力の育成・研究能力の育成を図っている。さらにTA枠を全学共通教育において、博士前期課程の学生に拡大する試みもなされ、これを教育能力の訓練の機会と位置付けている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

各研究科では、複数の教員による学位論文の指導体制が整備され、また中間発表等でテーマの選定や課題の進捗状況に対する指導が行われている。

学位論文の提出に際しては、指導教員を主査とし、複数の副主査教員による予備審査を経て論文提出の可否が検討され、論文完成への助言を通じて、実質的な論文指導が行われている。その後、最終審査会・

公聴会を経て研究科教授会で提出論文の採否が議決される。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

修了認定基準は、大学院学則に定められており、オリエンテーション等で周知されているほか、ウェブサイト上にも公開されている。また、成績評価基準・修了認定基準の細部は、研究科ごとに定められており、各研究科の履修概要等で周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科等の大学院課程における成績評価・単位認定は、各研究科・専攻の専門性に対応して、学生の学習状況や研究の進捗状況等を考慮して行われている。

学位論文の合否判定及び学力の確認は、大学院学則、及び学位規程に基づき、各研究科・専攻の審査を経て、研究科教授会等において行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査体制、最終試験及び学位授与の原則については、大阪市立大学大学院学則及び大阪市立大学学位規程に定められている。

審査委員の選出方法、学位授与過程などは、各研究科における内規や細則等で定められ、予備審査、本審査等、いくつかの段階の手続きを経て審査され、最終的には研究科教授会が議決する体制になっている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保する措置としては、明文化した規定などは整備されていないが、研究科ごとに学生が担当教員に直接申し出るか、担当委員又は学務係窓口へ申し出ることが可能とされている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が実質的に講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

当該大学の専門職大学院は法学研究科法曹養成専攻（以下「法科大学院」という）であり、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、法曹の養成を教育目的として設置されている。

教育課程は、法曹養成の教育目的、法務博士（専門職）の学位が授与されることを踏まえて、体系的に編成され、そのカリキュラムは、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4分野から構成され、必修科目、選択必修科目、自由選択科目が設定されている。さらに、「企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」、「グローバル化に伴う法的ニーズに答えられる法曹を目指す学生の履

修モデル」の3つの履修モデルが提示されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法科大学院の教育目的を踏まえ、法理論と法律実務の架橋を図るための授業科目を設定・配置するとともに、授業内容に関連する研究者教員ないし実務家教員を担当者として配置して、双方向的・多方向的授業を実施している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

法科大学院の授業担当者は、担当科目に関連する領域の研究活動を行っており、その研究を通じて教育目的の実現に必要な高度の知見を、それぞれの分野で得ている。

さらに、展開・先端科目においては、大阪という大都市で法実務を行っている実務家教員により、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生が、十分な授業時間外の学習時間を確保し、適切な時間割を設定できるよう、年度ごとの履修単位を1つの学期について22単位を原則として、1年間（前期と後期の合計）では、1・2年次については36単位、3年次については38単位に制限するとともに、入学時のガイダンスを実施し、履修モデルを提示している。休講に対しては補講措置を確実に実施して、15週間の授業時間を確保している。

さらに、学生の自主的な修学を促すため、自習室、資料室も提供・整備し、シラバスで授業の内容・方法を周知させている。また、オフィスアワーを設ける等によって、教員による履修相談・履修指導の機会を日常的に確保している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法科大学院では、法律実務を意識しつつ、法律実務を客観化・相対化することのできる法理論教育を重視しており、法律基本科目群のほとんどの科目では、主に研究者教員が、実務家教員の協力を得つつ法理論教育を担当している。他方、法律実務基礎科目の中の必修科目と選択必修科目は、実務家教員が担当している。

また、研究者教員と実務家教員とが研究会を開いて、各科目の授業内容・教材等について検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

法曹養成という法科大学院の教育目的に沿って、専門法曹としての知識・スキル等の獲得につながる実践的な授業科目を中軸にして科目編成し、その授業形態も、少人数教育(講義については50人程度、演習については25人程度)を徹底した講義と演習を適切に組み合わせたものとなっている。演習のほか、講義においても授業科目の特性により、ケースメソッド等を活用し、教員と学生、学生同士の質疑応答・議論等の対話・討論型の双方向的授業が行われている。このほか、学生に現実の法律実務を学ぶ機会を提供するため、法律事務所を派遣先とするエクスターンシップも授業科目として行われている。

平成16年度の文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」においては、大阪市立大学中小企業支援法律センターを開設し、①中小企業の法的ニーズの内実についての実態調査(1,600社を超える回答)、②中小企業が当事者となった訴訟記録の収集、③展開・先端科目「中小企業法」の開講、④中小企業の事業主を対象とした無料法律相談事業を実施(無料法律相談は大学独自の事業として現在も継続)、⑤「中小企業法」のテキスト作成、⑥学生に実務を学ばせることを目的として実際の法律相談の一部を、法律実務基礎科目「中小企業向け法律相談」に組み込む形で運用することにより、理論と実務を架橋した法曹養成に貢献している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法科大学院が作成するシラバスには、授業科目名、担当教員名、講義等の内容、講義等の計画(各開講日のテーマ等)、教材等、評価方法が記載されている。特に、十分な予習の機会を確保させるため、各開講日のテーマを事前に学生に周知させている。

入学者に対する履修ガイダンスのほか、各学期の開始前に在学生に対しても履修ガイダンスが、すべての提供科目について、このシラバスに基づいて担当教員によって実施されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。))若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

法科大学院では、法学研究科法曹養成専攻履修規程第16条に成績評価及び表示を定めており、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格(AA:100~90点、A:89~80点、B:79~70

点、C : 69~60点)、59点(F)以下を不合格とし、合否判定で行う場合は60点以上を合格、59点以下を不合格としている。

成績評価のあり方については、FD委員会主催の教員懇談会で継続的に議論がなされ、その結果、教員間の成績評価の不平等をなくすため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させることを確認している。

履修規程上の成績評価基準及び各担当教員の採用する成績評価の基準については、履修規程及びシラバスを冊子にして配付することにより学生に周知されており、ウェブサイト上にも一部を掲載している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各授業科目の修得単位の認定は、シラバス等において事前に開示した成績評価基準に基づいて、その授業担当者が行っている。その際、期末試験、授業における議論への参加状況、出席状況などを総合的な評価の対象としている。

法科大学院の課程を修了するためには、修業年限である3年以上(法学既修者は2年以上)在学し、所要の科目を履修して、94単位以上の所定の単位を修得することが必要である。以上の修了要件に基づき、専攻会議において修了認定のために個別の審査を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生が、自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることのできる「成績に関する疑義申立制度」を設けている。

また、FD委員会は、適正な成績評価に関する事項についても審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされており、年度の各学期の終了時に、科目間や担当者間の採点分布に関するデータを共有し、問題点を検討するため、成績評価に関する授業担当教員による懇談会を開催している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 少人数教育が実施され、学生の満足度も高い。
- 社会人学生に対して、大学院課程において共通科目の夜間開講や、講義科目及び演習科目の大半を夜間に開講するなど十分な配慮がなされている。
- 平成17年度に文部科学省現代GPに採択された生活科学部の「QOLプロモーター育成による地域活性化」では、福祉や環境、まちづくりに関する地域貢献型授業を、参加型や双方向型、臨地演習等、様々な形態で実施しQOLプロモーターの育成に貢献しており、さらに、全学科がこの取組に参加することで、分野間の交流も図られている。
- 平成19年度の文部科学省現代GPに採択された、商学部の「インタラクティブ型キャリア教育方法の確立」では、学部の理念である「考える実学」を発展させるべくキャリアデザイン論やプロジェクト・ゼミナール等の特別授業を展開し学生が自ら問題や課題を発見し、解決する能力を高める教育方法の開発を進めている。

- 平成 19 年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された文学研究科の「国際発信力育成インターナショナルスクール」では、大学院学生の研究成果の国際発信能力の育成のため I S 集中科目での英語による研究発表の機会の創出、口頭発表のためのトレーニングプログラム等を実施するとともに、平成 20 年度には英語によるアカデミック・ライティングや口頭発表の能力の育成を目標とした A C 演習を博士前期課程の共通科目として開設し、大学院教育の実質化に向けた授業を展開している。
- 平成 19 年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された生活科学研究科の「地域ケアを担う Ph.D. 臨床栄養士の養成 一病院と地域をつなぐ管理栄養士のエキスパート教育プログラム」では、管理栄養士を栄養学の専門家として十分な専門栄養学、臨床医学から社会福祉学、臨床心理学、居住環境学など、地域ケアにまつわる幅広い知識を習得させるとともに、大学附属病院での臨床インターン研修や、地域ケアのフィールドで実践的な栄養ケアマネジメント研修により、博士学位を有し、科学的思考のできる地域ケアを担う臨床栄養士の養成を推進している。
- 平成 16 年度の文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」では、中小企業が抱える多様な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成という目的を実現させるため大阪市立大学中小企業支援法律センターを開設し、実態調査や無料法律相談業務などを実施し、法実務を学ばせる様々な取組を展開している。
- 平成 14 年度に「都市文化創造のための人文科学的研究」、平成 15 年度に「結び目を焦点とする広角度の数学拠点の形成」、平成 16 年度に「疲労克服研究教育拠点の形成」が文部科学省 21 世紀 COE プログラムに採択されている、また、平成 19 年度の文部科学省グローバル COE プログラムに「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」が採択され、これらの研究成果が大学院教育に反映されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育目標の達成状況や検証・評価のために、全学的に授業評価アンケートが実施され、単位修得状況等のデータを収集するとともに、それに基づいて授業改善等の取組が行われている。全学共通教育に関しては、全学共通教育教務委員会及び一定の科目区分ごとに設けられた各教科会議が、教務関係のデータを収集し、分析を行っている。さらに、大学教育研究センターでは、全学共通教育について実施した授業評価アンケートについて、その結果を分析した報告書を公表している。専門教育については、各学部の教務委員会やFD委員会が、授業評価アンケートを実施し、それに基づいてFD研修会を行うとともに、各学部の教育目標に関わる達成状況の検証・評価に取り組んでいる。

これらのことから、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学共通科目の単位の修得状況は、大半の科目で単位の修得率が80%を超えている。

学士課程における平成17年度から平成19年度の標準修業年限内の卒業率は、81.3～84.2%である。

留年者数の比率を学部別に見ると、少人数教育による教育や、各種国家資格の取得を目指した教育を進めている生活科学部が1.7～2.5%と最も低い。また、平成14年度の入学生から各学期に履修できる科目数に制限を設けるとともに、GPA制度を導入した商学部では、留年者の比率が7.0%から3.6%へと3年間で半減している。

休学者、退学者数は、第1部と第2部合計で、いずれも70～90人程度で推移している。

教育職員免許、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験に相当数が合格している。最近3年間の医師国家試験への合格状況は、いずれも90%以上である。

大学院における平成17年度から平成19年度の標準修業年限内の修了率は、修士課程で83.3～86.5%、博士課程で30.6～35.4%、専門職学位課程で78.5～91%である。

大学院における留年者数の推移は、傾向として学部学生と同様にこの3年間でやや低下傾向にあり、比較的留年者の多い博士後期課程でも、この3年間で21.6%から17.2%に低下している。

博士の学位授与者は、毎年200人前後となっている。なお、博士論文の審査に際しては公聴会を開催するなどして、審査の透明性と論文内容の水準を確保するための措置をとっている。博士論文の要旨は、ウェ

ウェブサイトにて公開されており、外部からの閲覧が可能である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大学教育研究センターが、平成 19 年度に実施した全学共通科目を対象とする授業アンケート調査によると「この授業を受けたことによって、授業で扱った内容・分野に対する興味・関心が増し、もっと学びたいと思いました」という質問に対し、約 50%が「そう思う」、「強くそう思う」と答え、「思わない」、「全く思わない」が約 16%である。

専門教育科目については学部ごとに授業アンケートを実施しており、いずれの学部においても授業の満足度に関して肯定的な回答が 70%以上である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

第 1 部の卒業生で就職希望者のうち約 90%が就職している。

就職先は学部・大学院ともに民間企業、官公庁が 9 割を占める。理工系の学部では、過半数の卒業生が大学院に進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

工学部や理学部が実施した卒業生アンケートでは、大学で学んだ科目について、社会に出て役に立ったという回答が多く、平成 16 年度に工学部機械工学科が行った卒業生アンケートでは、「本学科で履修した内容は、機械工学科の卒業生に対し社会が要求する知識・能力に達するのに十分であると思われるか」という質問に対して、24 人の回答者の内、21 人が十分であると回答している。

他方平成 19 年度に、企業の採用担当者に対して「大阪市立大学の学生に求める資質にかかる調査について」というアンケート調査において、「本学の卒業生について不足が目立つ社会人基礎力はどのようなものか」という質問に対して次のような回答が寄せられたという。「規律性」、「傾聴力」、「計画力」、「実行力」については、「不足している」とする回答は少ないが、「主体性」、「ストレスコントロール力」、「働きかけ力」については、「不足している」という回答が見られ、積極性に乏しいとの評価を得ている。こうした評価を受けて、当該大学は、学生の積極性を引き出し、企業や社会への積極的な関与と参加を促すことを教育上の留意すべき課題として取り組んでいる。具体的には、文部科学省現代 G P に採択された商学部の「インタラクティブ型キャリア教育」と生活科学部の「QOL プロモーター育成による地域活性化」は、学生の積極性を引き出し、企業や社会への積極的な関与と参加を促す試みである。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 学生の社会への関心や積極性を引き出すために、文部科学省現代GPに採択された様々な取組を、全学的に展開することが期待される。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生全員を対象に、「人権問題ガイダンス」と学術情報総合センターと学生支援課により、それぞれのオリエンテーションが実施されている。さらに、各学部・学科、研究科においても、授業科目の選択や専攻・コースの選択に関して、各学部・学科、研究科独自の履修指導やガイダンス、オリエンテーションが実施されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

各学部・研究科においてオフィスアワーを設定し、教員のメールアドレスを公開して、学生が教員の指導を容易に受けられる体制をとっている。また、学習相談に常時対応するために、学習相談員を配置したり、教務委員やゼミ担当教員による分担体制をとっている。法科大学院では、各学期に少なくとも1回、教員が学生と面接し、学習の進捗状況等について尋ねる制度をとっている。一部の学部・研究科では、1年次生に対して担任制を採用するだけでなく、3年次生以降は専門科目演習担当者や、年次ごとの担任制を導入して学習相談に対応している。

全学的な対応として、学術情報総合センターは4月の新入生向けのガイダンスに始まり、資料・情報の一般的な探し方を説明する講習会に加えて、各データベースについて説明実習する講習会、雑誌論文の探し方に関する講習会など多様なガイダンスを実施している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

平成19年度の学生生活実態調査においては、学生の生活状況を把握する一環として、学習状況に関する項目も含めて実施し、その結果を分析しウェブサイト等に公表している。さらに、全学9学部中7学部では、授業評価アンケートを実施し、また担任制をとっている学部、研究科では日常的な学生との接触により学習支援に関する学生のニーズを把握できる状況になっている。

また、学術情報総合センターでは、平成18年度に学生のみならず教員、学外利用者をも対象とした「センター利用に関するアンケート」を実施し、センターの立場から、学部学生、大学院学生の学習支援に関するニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学に留学生委員会を設置し、留学生の奨学援護や日本語補講、チューター等に関する事項を審議している。平成19年度の新入留学生は、学部学生27人、大学院学生62人であった。各研究科では、大学院学生が複数名ずつ総計38人がチューターに任命され、新入留学生に対する学習支援等に当たっている。なお、学部の留学生に対して、日本語・日本事情等の講義も開講しており、これは卒業要件科目になっている。また、日本語能力の向上を目指す学生のために、正規科目ではないが日本語の補講を実施している。

障害のある学生に対する学習支援に関しては、本人の意思を尊重し、本人からの申し出に対応することを原則としており、例えば聴覚障害学生のためのノートテイクや資料収集の補助等を行っている。

医学部では、乳幼児のいる大学院学生も対象にした保育所が整備され、平成20年4月からは病児保育所も設置されている。平成21年度に杉本キャンパスに保育所を設置することを決定している。

社会人特別選抜で入学した学生に対しては、理学部では、希望により授業の夜間開講を行う制度を有している。また、創造都市研究科では、社会人学生に対しては土曜日・日曜日あるいは夏季休業期間中に授業や指導を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学的自主的な学習施設としては、杉本地区に学術情報総合センター（図書館）が、また阿倍野地区に医学分館があり、閲覧座席、グループ学習室、情報機器が設置されている。さらに、全学共通教育棟（杉本地区）にも情報処理室のほか、グループ学習等を目的とする場合には、学生支援課への利用申請によって教室の利用が許可される。

平成19年度から始められた英語教育改革に対応して、英語学習専用の自学自習室（English Café）が開設された（開室時間：月曜日から金曜日の10時から17時、パソコン15台設置）。その他この自習室ではネイティブスピーカーの講師がオフィスアワーを設定し学生対応を行っている。これらの自主的学習環境は、有効に活用されているが、更なる時間延長を望む学習意欲の強い学生が多い。

その他、各学部、研究科でも独自に自主学習のために、自習室、情報機器を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学のウェブサイトでは、各サークルが自主的に作成した活動の実績などを記入したサークル案内を掲載している。学生のサークル活動や自治活動支援のために、屋外施設、学生会館、体育館をはじめサークル部室などの整備、屋外施設、学生会館、体育館をはじめサークル部室などの整備をしており、休日や休

暇等に空き教室をサークル等に貸し出しを行っている。その他、学生が主体となって組織し実施する新入生歓迎会（4月）等の諸行事等への援助、助成を行っている。学生の課外活動についての詳しい情報が、『Campus Life—学生生活ガイド—08』に掲載されている。

また、学生、教員、卒業生が会員である大学支援組織の「学友会」でも、クラブ・サークル活動への支援のために助成金の交付や優秀な成績を収めたサークルに対して顕彰等を通じて学生の活動を支援している。

経営学、経済学、法学、文学、生活科学研究科では院生協議会が組織され、学長との会見が毎年行われており、可能な限り大学院学生の要望に応じている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

健康に関する相談・支援体制として、本部キャンパス内に保健管理センターが設置され、毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日8時45分から17時15分の間、いつでも健康相談やけがの治療等に応じることができる体制をとっている。さらに、火曜日から金曜日には内科の診療が、月曜日・水曜日・金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる体制になっている。精神神経科や整形外科の専門医による診療・相談もそれぞれ年6回行われている。

進路相談に関しては、各学部学務担当・就職担当教員のほか、民間企業に長く勤務した経験のある学生支援課就職担当課長を中心とした就職担当が全学的な窓口となっている。さらに、就職を含めた広い意味でのキャリア・デザイン就職支援が、学友会を中心に実施されている。

その他の生活に関する相談については、各学部学務担当・相談担当教員のほか、学生支援課学生担当が全学的な窓口となっている。

セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントについては、それぞれ「大阪市立大学セクシュアル・ハラスメントの対応に関する規程」、「大阪市立大学ハラスメントの対応に関する規程」、「防止と対応に関するガイドライン」等を定め、それぞれについて、教員（各研究科）及び職員を相談員に指定して、対応に当たっている。また特にセクシュアル・ハラスメントについては、毎週木曜日の13時から16時に女性の専門相談員による窓口も設けている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するために、学生生活実態調査が、昭和46年から4年ごとに継続されて実施されている。把握したニーズは、施設の改善や就職支援体制の強化等に活かされている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生の生活支援に関連して、授業料減免制度や奨学金推薦措置、留学生の大学宿舎への入居等の情報を、ウェブサイト上で提供している。宿舎については大学宿舎以外に関する情報提供も実施している。

また、留学生が日本の生活に溶け込めるように、自主組織である「市立大学留学生会」やボランティア

グループによる交流活動が行われている。

障害のある学生に対する支援としては、例えば、駐車場の確保、スロープの設置、障害者用トイレ等の配慮をしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構による奨学金制度のほか、卒業生や市民からの寄付金等を基にいくつかの奨学金が設けられている。例えば、学部学生を対象とした支給期間が1年で返還の必要がない大阪市立大学一般奨学金、大学院博士前期課程1年次を対象に、標準修業年限を支給期間とし返還の必要がない大学院修学援助の若野奨学金、女子留学生を対象とする浦上奨学金や文系（商・経・法・文）同窓会「有恒会」による、商学部・経済学部・法学部・文学部の第1部2年次生（第2部は3年次生）を対象とし標準修業年限を支給期間とし返還の必要がない有恒会奨学金等の奨学金制度が設けられている。平成20年度には、一般学生の33.7%、留学生の46.1%が奨学金の給付又は貸与を受けている。

入学金及び授業料について、授業料収入見込額の7.2%を上限として全額免除、半額免除等の措置がとられている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 学術情報総合センター等の自主的学習環境は有効に活用されているが、更なる開館時間の延長を望む学習意欲の強い学生が多いことへの対応が期待される。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、杉本地区、阿倍野地区と2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は杉本地区 243,011 m²、阿倍野地区が 32,032 m²となっている。また各地区の校舎等の施設面積は、計 348,054 m²となっている。

杉本地区には、医学部関係を除く、各学部・研究科の学部棟と、共通教育を実施する施設、全学共通教育棟（講義室（計 40 室）、情報処理教室、外国語特別演習室、図形科学演習室、自習室・交流談話室等）及び基礎教育実験棟（各科目の実験室等（計 43 室）、階段教室、会議室等）が配置されている。

阿倍野地区には、医学部（医学科、看護学科）・医学研究科・看護学研究科の講義室（計 13 室）、演習室、実験・実習室及び附属病院のほかその関連施設が整備され、また、梅田サテライトには創造都市研究科のサテライト教室等が設置されている。管理・運営のための事務室・会議室等は、法人及び大学運営本部は杉本地区に、医学部・附属病院運営本部は阿倍野地区に配置されている。

なお、学生の課外活動施設としては、学生会館、体育館、水泳プール、サークル部室等のほか、陸上競技場等の屋外施設も整備されている。附属図書館は、学術情報総合センターとして杉本地区に整備され、延床面積 37,434 m²に図書館機能のほか情報処理関係施設も併せ持っている。また、阿倍野地区には医学分館を設置している。

施設のバリアフリー化については、杉本地区では、エレベーター（計 33 台）、車椅子用のスロープ、障害者用トイレ（計 56 か所）、点字ブロック、点字案内、音声案内、手すり、障害者用駐車場等が整備されている。阿倍野地区についても、同様のバリアフリー施設が整備されている。なお、これら施設バリアフリー化については、各学部・研究科事務室や人権問題委員会を通じて、随時その要望等を把握する体制になっている。

建築物の耐震診断については、耐震改修促進法に基づき平成 18～19 年度に対象となる施設（理学部棟、生活科学部棟、商学部棟、文学部棟、工学部棟等）の耐震診断を実施し、平成 20 年度以降には法律の適用対象外施設についても順次耐震診断を実施しつつある。

なお、キャンパス整備計画については、平成 20 年 3 月にキャンパス整備計画検討委員会を設置し、今後のキャンパス整備の在り方について検討を進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークとしては、大阪市立大学情報ネットワークシステム（OCUNET）があり、各キャンパス内の基幹ネットワークを高速LANで接続するとともに、杉本キャンパス-阿倍野キャンパス間及び杉本キャンパス-梅田サテライト間をネットワークで接続している。

インターネットへの対外接続については、学術情報ネットワークシステム（SINET）と高速LANで接続しており、OPAC（オンライン蔵書検索）の利用件数が、平成18年度が924,359件、平成19年度では1,295,634件に達している。

学術情報総合センターが、授業等で利用するパソコン、各種サーバ、メールシステム等の利用環境の管理運用を担当している。なお、教育を支援するシステムとしては、教育用情報処理システムを提供するとともに、情報処理教育実験室に学生が自由に利用できるパソコンを120台設置している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備に関しては、利用規程や運用方針を定め、ウェブサイト上や各施設の利用案内パンフレット等で、利用者に対し周知を図っている。特に学術情報総合センターの利用については、情報機器の利用方法も含めて新入生に対してガイダンスを行っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

教育研究上必要な資料に関しては、「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」、「大阪市立大学学術情報総合センター資料選定基準」、「具体的な選書の指針」及び「大阪市立大学学術情報総合センターにおける雑誌の受入基準」を定めて、系統的に資料を整備している。

学術情報総合センターは館内に閲覧座席1,175席を設置し、地下1階の雑誌センターゾーン、閲覧室や3・4階の図書閲覧ゾーン、7階の研究・閲覧ゾーン、8階の特殊資料ゾーン等、多様な利用形態に応じた使い分けができる配置にしている。また5階マルチメディアゾーンのメディア室には、DVD、CD-ROM、VTR等、電子的資料を用意し、AVブースや語学学習用のLLコーナー等を設けている。センターで管理する資料は、全学で約242万冊（医学分館を含む）であるが、そのうち、約190万冊の図書や製本雑誌、視聴覚資料及び約5,500タイトルの学術雑誌を中央館である学術情報総合センターにおいて集中管理、ほとんどの資料について開架方式で配架している。

平成19年度の利用状況（医学分館を含む）は、入館者数約56万人、貸出冊数約12万冊、文献複写は約1.8万件となっている。

電子ジャーナルやWeb環境で共同利用できる情報検索用データベース等の電子的学術資料の整備により、電子ジャーナルや情報検索用データベース等のアクセス件数は、平成19年においてOPAC130万件弱、電子ジャーナル25万件余、所蔵資料へのアクセス88万件弱となっている。

学術情報総合センターの開館時間は、月曜日から金曜日が9時から22時、土曜日が10時から17時、医学部分館の開館時間は、月曜日から金曜日が9時から21時、土曜日が10時から17時となっており、十分有効に活用されている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、十分有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学術情報総合センターが図書館及び情報センターとしての機能に優れており、十分有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部学生及び大学院学生の学籍など、学生個人の学業に関するデータは、学術情報総合センターに設置されているデータベースサーバに保管されて、各学部・研究科の窓口業務を担当する学務企画課が管理を担当している。また、教育職員免許状の取得状況、進路調査、就職先など学生の資格・進路に関するデータは学生支援課で収集管理されている。

教員の授業担当、担当授業のシラバス等、教育活動の実態を示すデータのうち、全学共通教育に関しては学生支援課において、また各専門教育・大学院教育に関しては学務企画課において、データの蓄積と管理が行われている。また、各教員の教育活動のデータは、定期的に刊行される『大阪市立大学研究者要覧』中に記載されている。なお、これらのデータは全学サーバに集約されている。

教育及び学生支援に関係する各種委員会の記録は、学生支援課及び各学部の学務企画課が作成し保管している。

なお、これら教育活動に関するデータは、「公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則」に従って管理されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

全学共通科目に関しては、大学教育研究センターが学期の中間に授業評価アンケート調査を行って学生の意見聴取を実施し、その結果は速やかに教員にフィードバックするとともに、詳細な分析を行った上で定期的に刊行物として発行している。また、学生が意見を直接に提出できる目安箱を設置しており、目安箱に提出された要望とそれへの回答は掲示等により公開している。

専門教育科目に対しては、各学部で授業評価アンケート調査を実施している。大学院授業科目でも、各研究科独自に学生の意見聴取や自己点検・評価活動が行われている。大学院教育において教員は、少人数・対面ゼミ形式や、1対1の授業・研究指導の機会に、その都度、学生からの要望を直接汲み取ることが可能である。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各学部・研究科は、外部評価の実施等の機会を通して教育の状況等に対する学外関係者の意見を聴取し、その結果を各学部・研究科の自己点検・評価に反映させている。商学部・経営学研究科、経済学部・経済学研究科、工学部・工学研究科等のように、卒業生、実習先等に教育状況に関するアンケートを実施している学部・研究科等もある。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

全学共通科目においては、全学共通教育教務委員会の下に各教科科目について教科会議が組織され、教育課程の見直しなどの改善への取組が行われている。見直しが実施された具体例の1つとして、各学部の授業評価及び学生アンケート等を基にして、平成19年度から、1、2年次生に25人程度の少人数・習熟度別クラスの導入、1年次生の英語にはネイティブスピーカーによる授業を原則とする等の英語教育の改革を行っている。

各学部・研究科は、自己評価委員会等の組織の下で、教育活動に関する自己点検・評価を行い、部局ごとの自己評価報告書を作成している。さらに、それぞれの学部・研究科では、外部評価や、自己点検過程における教育課程の見直し、教育方法の改善等に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

全学共通教育の担当教員には、教育活動改善のために、当該教員に対する個別の授業評価データだけでなく、全教員に対する集計データも周知している。また、専門教育及び大学院教育においては、各学部・研究科独自に行う評価活動が教員にフィードバックされている。例えば、授業評価アンケートの結果に基づいてシラバスの内容の随時改訂や講義内容を補足するための視覚的な教材の併用等が挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FDについては、全学的に取り組むとともに、学部・研究科ごとにも取組がなされている。全学的な取組としては、大学教育研究センターの企画・立案の下で、FD研究会、教育改革シンポジウム、授業デザインワークショップの3つのカテゴリーについて、いずれも年1回実施されている。全学FD研究会・教育改革シンポジウムには、毎回100人規模の参加者がある。その終了時には、参加者に対して、FD活動の成果についてアンケート調査を実施しているが、アンケート回答教員の9割以上が、「大いに参考になった」「参考になった」等の肯定的な回答をしている。

各学部・研究科では、それぞれ独自に、その分野の特色を活かすFD活動に取り組んでいる。例えば、商学部においては、当面の学部教育について検討し、その結果に基づいて概論科目教科書『ビジネス・エッセンシャルズ・シリーズ』（全7巻）を編集するなどの成果を生んでいる。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-2② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動は、全学的取組であるFD研究会、教育改革シンポジウム、授業デザインワークショップのほか、学部・研究科ごとにFD委員会を設置し、それぞれ研修会を実施して教育の質の向上や授業改善への取組を行っている。

例えば、経済学部では平成19年度の少人数教育に関するFD研修会の成果概要を踏まえて、1年次後期又は2年次前期の「イノベティブ・ワークショップ（課題探求演習）」を開設し、現代社会が直面する問題への解決策を集団で探究する授業を展開している。

また、生活科学部では、授業研究会において、学生からのニーズを把握する方法としてミニレポートを毎回実施して成果を上げた事例が紹介された結果、この方法を用いる教員が増え、学生のニーズに応える方法として活用されている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教務事項を担当する事務職員を対象として、「教務事務研究連絡会」を年2回開催し、情報提供や意見交換を行い、職員の知識の向上を図っている。

実験系の科目における授業補助を担当する技術系職員に対しては、最先端の研究内容に対応するために必要な知識・技術及び安全衛生に関する知識を付与する事を目的として、平成8年度より技術研修を開催している。特に全学共通教育における実験授業に関しては、技術系職員と担当教員及び受講する各学部の教員との情報交換を研修活動の一環と位置付けて、情報発信誌『BEEBER』を技術系職員及び実験担当部局の教員が編集スタッフとなって定期的に刊行している。また、全国規模の組織で年1回開催されている「総合技術研究会」及び「実験実習技術研究会」への参加を大学としてサポートしている。

TAに対しては、その業務を明記した「業務マニュアル」が作成されており、それに基づいて科目担当教員が直接TAに対して研修を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学共通教育については、大学教育研究センターが主導的役割を担い、教育改善に努めている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 110,857,842 千円、流動資産 10,316,343 千円であり、資産合計 121,174,185 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 22,869,264 千円、流動負債 7,619,296 千円であり、負債合計 30,488,560 千円である。これら負債のうち、当該公立大学法人の設立団体である大阪市からの長期借入金が 1,581,000 千円であり、その他の負債については、公立大学法人（地方独立行政法人会計基準）固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である大阪市から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度及び平成 19 年度の状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、外部資金等獲得活用委員会を設置しているほか、新産業創生研究センターに産学連携コーディネータを配置して産学官連携の支援を行うなど、外部資金の確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、役員会、教育研究評議会及び経営審議会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、中期計画については、大阪市長の認可を受けている。

医学部附属病院においては、病院経営の方策として平成 15 年度から「中期指針」を 3 年ごとに策定し、現在は平成 18 年度に策定した「中期指針」に基づき進捗管理を行い、安定的な経営に努めている。

これらの収支計画は、大阪市長の認可又は届出後に、各部局教授会等において報告するとともに、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成19年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用44,208,830千円、経常収益44,324,865千円、経常利益116,035千円であり、当期総利益は111,035千円、貸借対照表における利益剰余金2,690,862千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、「予算編成方針」を役員会において審議し、理事長（学長兼務）が決定している。各年度の予算については、この編成方針に基づき予算案を策定し、役員会の議を経て経営審議会で決定し、教育研究活動に必要な経費を配分している。

当該大学では、当該大学を特色づける事業に対し重点的に予算配分するとともに、学長のリーダーシップのもと戦略的・重点的に事業を推進するため学長裁量経費、戦略的研究経費のほか、各研究科長の裁量による研究科長裁量経費等、教育研究活動に必要な経費を配分している。なお、学長裁量経費については、全学的視点から、大学の特色となる教育・研究に対して戦略的、重点的に予算配分することとしており、その配分方針は、学内から申請のあった事業のうち、①全学的な必要性があるもの、②予算的措置がないもの、③年度内に経費が必要なもの、④研究科長裁量経費等のみでは執行が困難なものとし、学内から申請のあった事業から決定している。また、研究科長裁量経費については各研究科における研究費予算のうちの一部を研究科長の裁量で独自に配分できるようにしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表等について、大阪市長の承認を受けた後、当該大学のウェブサイトで公表すると同時に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の概要を図表化し、より分かりやすく示した「財務の概要」を掲載している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査は、大阪市長により任命された監事が監事監査規程に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施し、監査結果報告書を理事長（学長兼務）に提出している。また、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認している。

大阪市立大学

会計監査人の監査は、大阪市長から選任された会計監査人により、監査を実施し、理事長（学長兼務）あての監査報告書の提出を受けている。

内部監査は、内部監査規程に基づき理事長（学長兼務）直属の組織として独立性を有する内部監査室により、年度監査計画書の作成及び内部監査を実施し、監査報告書を作成して、理事長（学長兼務）に報告するとともに、その概要を定例役員会及び部局長等連絡会において報告し、監査対象部局を含む各部局長等あてに監査報告書を送付し、改善を求めている。また、翌年度においては、フォローアップ監査を実施し、昨年度監査における指摘事項について、各部局の措置状況を把握し、業務改善を促進している。

なお、会計監査人及び監事による監査報告書は、当該大学のウェブサイトに掲載し公表している。これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

公立大学法人大阪市立大学定款、大阪市立大学学則、同大学院学則等の規程に基づき、学長（理事長兼務）の下に、役員会、経営審議会、教育研究評議会を置いて管理運営を行っている。さらに教育研究等の運営実施のために、学長（理事長兼務）の下に副学長を本部長とする教育推進・研究推進・地域貢献推進の3本部が設置されている。

各研究科等の部局には、教授会（一部のセンターに教員会議）を置き、部局長等連絡会において、学長（理事長兼務）・役員会と各部局間の調整を図っている。

事務組織は、事務分掌規則等の規程に基づき、法人運営本部、大学運営本部、医学部・附属病院運営本部の下に各課がある。各課長は、それぞれ関係ある事項について各推進本部の委員として大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加している。

平成 19 年 4 月に、総務課に、教職員・学生の安全衛生、防災等の業務を総括し推進するため安全衛生管理担当を設置し、専任の課長、係長を配置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長（理事長兼務）を議長として、毎週定例の執行役員会を、さらに月例の常勤役員会、定例役員会を開催し、特定の重要事項について最終的な意思決定を行っている。また、全学の教育研究等に関する重要事項については教育研究評議会が、大学の経営に関する重要事項について経営審議会が、いずれも学長（理事長兼務）を議長として審議する体制になっている。

学長（理事長兼務）直属の組織としては、大学運営本部のほかに、学長（理事長兼務）・役員会に直属し副理事長を本部長とする法人運営本部、副学長を本部長とする教育推進・研究推進・地域貢献推進の3本部が設置されている。全学的な意思決定と部局運営の連携や調整のために、学長（理事長兼務）、副理事長、理事、部長、各課長等と部局長を構成員とする部局長等連絡会を設けている。

各学部・研究科の部局運営に関しては、各部局長を補佐する体制を強化するために、平成 20 年度より

副研究科長（副学部長）を置いている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ把握のため、4年に1度の学生生活実態調査を実施している。大学院学生の現況やニーズの把握のためには、学長（理事長兼務）、及び大学院担当評議員が院生協議会と定期的な会見を行っている。

教職員のニーズの把握については、教授会や課長会等を通じてなされている。その他に、教職員提案制度を設け、業務などについての提案を募り、大学運営の改善、業務能率の向上等を図っているが、本制度を通じても教職員のニーズ把握がなされている。具体的な反映事例としては、各学部の教室利用の一元化、単位読替作業の効率化などがある。

学外関係者のニーズに関しては、経営審議会に加わっている7人の学外有識者委員の審議等を通じて、また卒業生、退職教職員等を会員とする学友会の会議には、法人役員、大学管理職等が出席し、学外の種々の意見を聴取する機会としている。このほか、文化交流センター等で実施する公開講座や、オープンキャンパスや大学訪問に際して、学外からの参加者を対象にアンケートを実施している。

以上のような方式で収集されたニーズの内容については、随時役員会、部局長等連絡会その他、各種会議等に情報提供されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

公立大学法人大阪市立大学定款により、監事1人が置かれ、公立大学法人大阪市立大学監事監査規程に従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出するとともに、役員会等重要な会議に出席し意見を述べることができる体制となっている。

さらに、公立大学法人大阪市立大学内部監査規程により内部監査室を設置し、室長1人、担当係長1人、事務職員2人を置いて、年度当初に作成した年度監査計画書に基づき、定期的に監査を実施し、結果の法人内での周知が図られている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学教育改革に関するシンポジウムを年1回開催し、教員・職員が参加して、大学教育改革に関する議論を深めている。管理運営に関わる役員・管理職職員は、随時、大学運営に関する学外のセミナー等にも参加している。

職員の業務執行に関しては、目標管理制度や人事考課制度を実施しており、それに関連する各種の研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

将来のあるべき大学運営についての方針が、第三次大阪市立大学基本計画に明記されており、それを継承した運営方針は、法人における中期目標に定められている。その方針を基調とする大学の運営組織とその機能に関しては、大阪市立大学学則（第5章、第6章）に規定されている。

委員・役員の選考等については、公立大学法人大阪市立大学理事長選考規程、公立大学法人大阪市立大学定款、大阪市立大学学則、副学長に関する規定、及び関係部局の長の選考に関する関連諸規程等が制定されている。また、管理運営に関わる理事長・学長以下、各職の責務と権限は、定款、学則及び関係各職に関する規程に記載されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

第三次大阪市立大学基本計画、学則、中期目標・中期計画、全学及び各学部・研究科の理念・人材育成の目標・アドミッション・ポリシー等の大学の目的、計画に関するデータや情報、及び業務実績報告書、経営審議会会議録、教育研究評議会議事録等の活動状況に関する情報等は、ウェブサイトに掲載し大学の構成員が随時アクセスすることを可能にしている。

また管理運営に係る様々のデータ等は、関係部署において管理保管するとともに、情報は学内で共有されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学全体としての総合的な自己点検・評価は、役員会の下で、理事を委員長とする全学評価委員会が実施している。この全学規模の点検作業の基礎として、各部局は、全学評価委員会が定めた年度計画における評価項目について、部局長や部局の全学評価委員を中心とした評価担当組織によって点検評価し、これを全学評価委員会に提出している。各部局等から提出された部局の評価に基づいて、全学評価委員会では、各年度末に、部局別の諸活動の実施状況を点検している。

全学評価委員会による教育研究等の諸活動に関する点検評価とともに、各本部による年度計画の実施状況の点検評価を併せたものが、業務実績報告書であり、役員会、経営審議会、教育研究評議会に報告されるとともに、その結果を反映して次年度の年度計画が策定されている。

なお、教員各自の教育研究等諸活動に関するデータとして、『大阪市立大学研究者要覧』及び研究者データベース（学内限定）があり、各自の研究活動の概要（研究業績）及び教育活動の概要（担当科目）等記載されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

年度計画の実施状況の自己点検・評価の結果を取りまとめた業務実績報告書の要旨は、学内の主要会議で報告され、また、全文がウェブサイトに掲載されて、学内外からの閲覧が可能となっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 18 年度に大学が法人化した後、外部委員を含む経営審議会が、毎年度の業務実績報告書における年度計画の進捗状況を検証している。さらに、法人の設置団体である大阪市の法人評価委員会の評価を受けている。

なお、理学部・工学部・生活科学部では、一部を除いて、日本技術者教育認定機構（J A B E E）による技術者教育プログラムの審査・認定を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

年度計画の取組状況に関しては、全学評価委員会で自己点検を行い、その結果に基づいて、各本部において翌年度の年度計画を立案している。年度計画の実施状況に関しては、経営審議会においても審議されている。また、年度計画に係る法人評価委員会の評価結果は、役員会や部局長等連絡会において報告され、それぞれ各本部・各部局において検討・対応している。

各部局における自己点検・外部評価は、各部局における教授会や将来計画委員会等々の委員会で分析され、教育課程の改善、研究条件の改善、学生支援の充実、組織機構（学科、専攻、教員組織等）の改善策を検討する際の根拠として活用されている。管理運営に関する改善の具体例としては、耐震診断、施設整備計画の策定等がある。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育推進・研究推進・地域貢献推進の 3 本部を設置して、教育・研究とともに地域貢献を推進する体制を構築し、教員と事務職員が一体となって本部事業に参画している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 大阪市立大学

(2) 所在地 大阪府大阪市

(3) 学部等の構成

学部：商学部，経済学部，法学部，文学部，
理学部，工学部，医学部，生活科学部

研究科：経営学研究科，経済学研究科，
法学研究科，文学研究科，理学研究科，
工学研究科，医学研究科，
生活科学研究科，創造都市研究科，
看護学研究科

関連施設：理学部附属植物園，医学部附属病院，
医学部附属刀根山結核研究所，
学術情報総合センター，
都市健康・スポーツ研究センター，
大学教育研究センター，
都市研究プラザ，
人権問題研究センター，
証券研究センター，文化交流センター，
工作技術センター，
新産業創生研究センター，
保健管理センター，大学史資料室

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部7,280人，大学院2,028人

専任教員数：754人

2 特徴

大阪市立大学は、1880年（明治13年）設立の大阪商業講習所を源流に、1928（昭和3）年創立された大阪市立の大阪商科大学を前身として、1949（昭和24）年、新制の大阪市立大学として発足した公立大学である。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学・家政学部の5学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置などあり、現在8学部10研究科を擁する総合大学である。

市立商科大学の発足時に、市長關一は市民の大学としての市立大学に対して、普遍的な大学の理念の追究とともに、国立やその他の大学に類をみない、都市を基盤とし、独自の学問研究を推進し、市民生活の指導機関としての大学を目指すべきことを宣言した。新制大阪市立大学は、この方針を継承し、建学の理念としてきた。

発足後40年、1989（平成元）年には「大阪市立大学基本計画」を策定し、市立の大学としての将来計画を明確にしたが、そこではじめて本学の特徴を明示する概念として、「都市型総合大学」を標榜した。基本計画は、その後2度の改訂を経、さらに「大阪市立大学大学改革基本方針」へと発展したが、この方針が2006（平成18）年の法人化による公立大学法人大阪市立大学の大学運営の基本である。

本学の教育研究方針は、この大学の歴史に基づき、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を推進し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学づくりをめざすというものである。

教育においては、総合大学としての利点をいかした幅広い教養の獲得と、少人数によるきめ細かい教育を重視し、自由と進取の気風を重んじつつ、市民社会の担い手たりうる人材の育成をめざしている。また、創造都市研究科を設置し、高度な社会人教育と都市系研究者・職業人養成を実施している。

研究においては、都市研究に重点の一つをおき、都市研究への重点的研究費配分を行うなどの措置をとっている。またグローバルCOE拠点である都市研究プラザは、都市に関する高度な教育研究を推進するだけでなく、大阪市内に置いた現場プラザを通じて市民生活に密着した研究活動を展開して、社会貢献に寄与している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大阪市立大学の理念

大阪市立大学は、優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学を目指す。

また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現を目指す。

2 大学経営の理念

理事長は、教職員が一体となって大学経営に取り組む体制を構築するとともに、学長として、大学活動の全般にわたって最大の効果を生むためにリーダーシップを発揮する。

3 教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

(ア) 教育の基本方針

大阪市立大学における教育は、都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚しつつ、人類の幸福と発展に貢献するため、さまざまな分野において指導的役割を果たし、社会で活躍する人材を育成することを目標とする。

(イ) 教育の内容

・人材育成の目標

(学士課程)

優れた専門性、実践性及び国際性を有し、総合的な判断力と豊かな人間性を備え、社会に積極的に参加する市民的公共性を持った人材を育成する。

(前期博士課程)

それぞれの学問領域の研究成果を体系的に学習し、学際領域にも応用展開できる創造力ある人材を育成する。

(後期博士課程)

新しい研究領域の開拓に取り組むなど、自立した研究者として世界に通用する人材を育成するとともに、特に高度な知識、技術及び研究能力を有する専門家を育成する。

(専門職学位課程)

高度専門職業人として都市の諸問題に積極的に取り組み、地域の活性化を先導する人材を育成する。

・人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れる。

・各学部及び研究科は具体的な人材育成の目標像と明確なアドミッション・ポリシーに基づき入学選抜を実施する。

・学士課程では、幅広い教養を修得するとともに、基本的な専門知識を学習できるカリキュラムを編成する。

・大学院課程では、優れた研究者を養成するとともに、特に高度な知識、技術及び研究能力を有する専門家を養成できるカリキュラムを編成する。

・社会人が高度な専門知識と技術を修得できるよう、再学習の機会等を幅広く提供し、社会人教育を充実する。

・人材育成の目標像に基づき、学生が達成すべき具体的な目標を明確に示し、厳正な成績評価を行う。

・ファカルティ・ディベロップメント（教員の能力や資質の開発）活動等により、教員の教育力の向上を図る。

・教育の質の向上を図るために教育の成果及び効果の検証を行い、結果を公表するとともに、改善に結びつける。

(ウ) 教育の実施体制

・人材育成の目標を達成するために教育組織の整備及び充実を図る。

また、幅広く豊かな教養と高度な専門知識を結びつけるために学内の教育体制の有機的連携を図る。

・学生の学習意欲と理解度の向上を図るためにITを活用する。

・時代の要請に即応した先端的な教育研究を推進するための基盤的な施設及び設備の整備を図る。

(エ) 学生への支援

・学生への支援を充実し、強化するための体制を整備する。

・学生が明確な目的を持って学習できるよう、履修相談や助言指導等の支援を行う。

・学生が豊かなキャンパスライフを通じ、その資質の向上を図ることができるよう、生活等に関する支援を行う。

・学生のキャリア形成の意欲に応え、卒業後の進路に関する情報の提供等の支援を行う。

(2) 研究に関する目標

(ア) 研究の基本方針

・新しい知の創造を目指し、独創的で特色ある研究を進め、市民の誇りとなる卓越した研究拠点を形成することにより、学問研究において先駆的役割を果たす。

・都市が抱えるさまざまな課題に研究科を越えて取り組み、また、学外の団体や研究者等と連携して、その成果を都市と市民に還元し、地域社会の発展に寄与する。

・新しい産業を生み出す芽となる研究を推進し、大学を越えて産業の諸分野との連携を進め、その成果を社会に還元していく。

(イ) 研究の実施体制

- ・研究の基本方針を実現するため、独創性に富んだ基礎研究及び応用研究を大阪市立大学の特色となる基幹的な研究に育てるための支援体制を構築する。
 - ・各研究科では、研究の自由と自主性を尊重し、研究組織としてその能力を最大限に発揮できる自律的研究体制を確立する。
 - ・都市・大阪の未来を拓く学際的かつ総合的な都市研究を推進するため、学内及び学外の多くの研究者が集まる柔軟な研究体制の整備及び充実に図る。
 - ・各種の研究機関、特に大阪市立の研究機関との人的交流や共同研究を推進し、積極的な連携を図る。
- (3) 社会貢献に関する目標
- (ア) 地域貢献の推進体制
- ・市民に対して、より充実した生涯学習や再学習の機会を提供できるよう、地域貢献を総合的かつ組織的に遂行しうる体制を整備する。
- (イ) 地域貢献の活性化
- ・教育研究を通じて、生活の質の向上に取り組むなどの地域づくりに貢献できる優れた人材を育成する。
 - ・青少年の知的興味を喚起するとともに、進路の選択に資するため、高校等との連携を強化する。
 - ・高度な専門的知識やアイデアを市民や社会に提供する。
 - ・ITの活用により、学習意欲のある市民等に対する情報発信を行い、高度な専門教育を受ける機会の充実に図る。
 - ・地域経済に貢献するために、関西を中心とした企業、特に中小企業と連携し、新たな事業創生に向けて大学の知的資源を提供する。
 - ・都市の課題に関する研究等を通じて、都市・大阪のシンクタンクとしての機能を高め、地域社会への提言を行う。
- (ウ) 国際貢献の基本方針
- ・国際都市大阪に位置する大学として、世界の都市が抱えるさまざまな課題に取り組み、国際的な教育研究機能を強化する。
 - ・市民生活と結び付いた学術及び文化の国際的な交流拠点となる。
 - ・国外の大学との交流の拡大を図り、学生及び教職員の国際交流をより一層推進する。
- (エ) 国際貢献の実施体制
- ・国外の大学との学術交流及び研究者や学生の交流関係の業務を総合的かつ組織的に遂行しうる体制を整備する。
- (4) 附属病院に関する目標
- (ア) 附属病院の基本方針
- ・安全で質の高い患者本位の医療を提供することはもとより地域医療機関（病院、医院、診療所等）との連携を一層深めることにより、適切な医療機能の分化を推進し、地域医療の向上に寄与するとともに、健康・予防医学の推進により、市民の健康保持に貢献する。
 - ・高度医療の推進を図る特定機能病院の特性を生かし、市民へ最新の医療を提供する。
 - ・優れた知識、技術、科学的思考及び倫理観を備えた、人間味の豊かな医療人を育成する。
 - ・質の高い臨床研究及び高度先進医療を推進し、世界に発信できる新しい診断法、治療法及び予防医学の開発を行い、医療の水準の向上に寄与する。
 - ・医療及び保健の向上に寄与する多彩な研究を、学内の他の専門分野との連携を図りつつ、柔軟な体制により推進する。
- (イ) 附属病院の運営体制
- ・附属病院の機能を充実し、強化するため、機動的な運営が可能となる組織編成を行う。
 - ・病院経営の効率化を図り、健全な財務体質の確保に努める。
- 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- (1) 教育研究体制等の改善
- ・教育研究体制及び支援体制について柔軟な組織編成を行う。
 - ・教育研究及び社会貢献に係る支援体制の充実に図る。
- (2) 人事制度の改善
- ・多様で柔軟な人事制度を構築し、優秀な教職員を確保する。
- (3) 予算制度の改善
- ・基盤的な教育研究経費の確保を図るとともに、全学的視点からの戦略的な学内資源配分を行う。
- (4) 業務執行の改善
- ・学内及び学外に対するさまざまなサービスの改善を図るための実施体制を整備する。
 - ・定型的な事務等の効率化を推進する。
- 5 財務内容の改善に関する目標
- ・授業料等の自己収入を安定的に確保するとともに、外部資金、寄付金、知的財産権等による自己財源の獲得を図る。
 - ・大学経営全般を点検し、効率的な業務運営により経費の節減を図る。
 - ・知的資産はもとより、施設、設備等についても情報を集約し活用を図る。
- 6 自己点検及び評価並びに当該情報の公開等に関する事項
- ・教育研究及び社会貢献並びに大学の管理運営に係る自己点検及び評価を行う体制を確立する。
 - ・自己点検及び評価の結果を公表するとともに、それに基づく改善を全学的観点から行う。
- 7 その他業務運営に関する重要目標
- ・大学活動全般の遂行に当たっては、人権の尊重及び法令の遵守はもとより大学の使命と社会的責任に応えるための体制の確立を図る。
 - ・積極的な情報発信を行うための体制を整備し、大学の諸活動について広く社会の理解を得る。
 - ・施設及び設備を有効に活用しつつ、教育研究に係る目標及び計画を達成するためのキャンパス整備を図る。
 - ・教育研究及び医療に係る安全管理の向上及び管理システムの整備を図る。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学の目的は学則に明記され、大学全体の教育研究活動の理念は、大学の基本計画や中期目標・中期計画において明示されている。これらをもとに、学部ごとの理念と養成しようとする人材像を含めた教育研究活動の基本的な方針も定められている。これら大学全体の目的および理念と人材育成の目標は学校教育法第83条に規定された大学一般の目的に沿った内容となっている。

また、大学の中期目標に沿って定められた各学部の教育研究上の目的、人材育成の目標も、学校教育法の主旨から外れるものではない。

本学大学院の目的は、大学院学則に掲げてある他、中期目標において人材育成の目標を掲げ、また10研究科それぞれ独自の理念、目的、人材育成の目標を設けている。これら全学の目的および目標は、学校教育法第99条の規定に沿うものとなっており、また、この目的および中期目標に沿って定められた研究科ごとの理念や人材育成の目標も、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

以上により、本学においては、大学および大学院の目的が明確に定められ、かつそれが学校教育法に規定された大学および大学院の目的から外れるものではない。

本学の目的、教育研究等の活動の理念は、ホームページに掲載され、学内外から随時参照されることが可能な状況である。また目的・理念等を平易にした文章は各種冊子に記載されて、学内に配布する他、大学案内は本学への入学希望者やその保護者、高等学校関係者等に配布する等の措置をとっている。

また、研究科・学部ごとの理念と人材育成の目標も、それぞれの部局のホームページに掲載され、同時に各研究科・学部の履修概要等、教員・学生に配布される冊子に記載されている。それ以外の機会にも、周知に努めている。

以上により、本学の目的は大学構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、教育研究の目的を達成するために、商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部の8学部を置いており、商、経済、法、文4学部には、第2部（夜間課程）を併設している。

学部はその専門分野の特性と整合するように、それぞれ教育研究の目的と人材育成の目標を設定し、それを実現するために、一ないし複数の学科を設置し、学部を構成している。

本学の教養教育は全学共通教育と称し、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学的体制の下で実施されている。ただ、担当者減により科目提供に偏りが生じている。

現在、全学共通教育の実施責任を負うのは、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務める全学共通教育教務委員会であり、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。

全学共通教育教務委員会のもとには、全学共通教育科目を11教科に区分し、その各教科に属する科目担当の専任教員が組織する教科会議がおかれ、各教科の教育目標、教育内容、教育方法等に関する事項を審議するとともに、全学共通教育の受け手である各学部の意見を聴取することとしている。

大学院10研究科は、本学大学院の教育研究上の目的に沿って設置され、研究科を構成する一ないし複数の専攻は、それぞれの人材育成の目標を実現するため、各研究科の専門性をさらに明確に区分して設定されたものである。

本学には、学則に規定されたもの、それ以外のものを含めてさまざまな機能を持つセンターがある。それらの機能は、すべて本学の教育研究等の目的に沿うように設定されたものである。

以上により、学部・研究科の構成、教養教育の実施体制、全学的なセンター等の構成は、本学の教育研究の目

的を達成する上で適切なものとなっている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学には教育研究評議会をおき、各学部、研究科等においては、学部教授会等および研究科教授会を置いている。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議、決定し、各研究科・学部教授会及びセンター教員会議は、原則として毎月1回以上の定例教授会を開催し、教育活動など学則に定める事項を審議している。

大学全体の教育活動を統括する教育推進本部の下、教育課程や教育方法等を検討するための組織である全学共通教育教務委員会、学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生両担当部長、文系・理系各研究科長代表、大学運営本部事務部長、学生支援・入試担当・学生担当・学務企画課長で構成され、月例の本部会議を開催する。

また、各学部・研究科においては、教務委員会等が組織され、多くの部局では原則として月例の会議を開催し、教務関係事項を検討している。

以上により、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行い、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成であり、また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

大阪市立大学においては、教員組織編制のための基本方針を中期目標及び学則等において明確に記しており、それに基づいて各研究科・学部の教員組織編制がなされている。

本学の教育課程においては、大学設置基準等に定められた教員数が十分に満たされるとともに、それぞれの研究科・学部等において、その教育・研究目的を担ううえで適切な構成の教授・准教授等が確保されている。

本学における教員の年齢別構成分布は、各研究科・学部において偏りのない適切なものとなっている。女性教員の比率はなお少ないが、教員層における性別のバランスを見直すことが自覚的に課題とされている。外国人教員等の任用も適切に行われているなど、本学においては、全体として教員組織の活動を活性化する適切な措置が講じられている。

教員の採用・昇任の基準として、全学的な教員選考基準が定められている。さらに各研究科・学部等においては、それぞれの学問分野の特性に応じてより具体的な教員選考・昇任基準が設けられ、この基準に従って教員採用・昇任が実施される。全学の教員選考基準において、教員の教育上の業績・能力が重要な考慮事項として掲げられることを受けて、各研究科・学部等の教員選考過程においても、学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力が評価の対象とされる。

各研究科・学部の多くにおいて教員の教育活動に対する定期的な評価が自主的に行われ、その評価結果は各教員にフィードバックされるほか、全学的なFD研究会においても検討対象とされ、教育活動の改善のために活用されている。授業評価の実施等に関する全学的体制も全学評価委員会を中心に整備されており、検討を進めている。

教育の目的を達成するための基礎として、各教員によって教育内容と関連する研究活動が行われており、それは「大阪市立大学研究者要覧」において外部的にも周知される。

本学における教育課程を効果的に展開するために、各部局に必要な数の事務職員、技術職員等が配置される。また、TAも全学的指針に基づき教育効果に配慮した配置が行われている。

基準4 学生の受入

「人間性豊かで、科学や都市の産業、文化、生活及び環境に広く関心を持ち、向学心旺盛で優れた資質を有

大阪市立大学

する学生を、広く国内外から受け入れる」という入学者受入の基本方針を明示した本学の「中期目標」に従い、すべての学部・研究科において、人材育成の目標とともに、求める学生像や入学者選抜の基本方針等を示す学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められるとともに、ホームページや学生募集要項等において公表、周知されている。

各学部・研究科は、各々の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、一般入試を中軸にしつつ、社会人入試等の多様な入学者選抜の方法を採用する。具体的な試験方法等も、各学部・研究科の教育目的や学問分野の特性に応じた適切なものとなっている。

さらに、多様な学生を幅広く受け入れる本学の基本姿勢は、一部学部の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）で明示されるほかは、各学部・研究科がその特性に応じ、社会人入試、推薦入試、留学生特別選抜など多様な選抜方法を採用することによって実現されている。

学士課程の入学者選抜については、「大阪市立大学入試委員会規程」の定めに従い、入試委員会が全学的に実施体制を統括することにより、責任ある体制が確保されている。また、入試問題点検委員会の設置や入試成績の開示制度なども、入学者選抜の適切さや透明性を具体的に担保している。大学院課程の入学者選抜についても、この全学入試委員会の統括の下、各研究科が責任ある体制をつくっている。

学生の受入状況について、全学的組織として「入学者追跡調査委員会」を設置し、全学的な取組として入学者の追跡調査が実施され、入学者選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析が行われている。この全学的な検証の取組と連繋して各学部・研究科においても、各々が実施する各種選抜制度に関して入学者の追跡調査が実施されており、その結果は入学者選抜方法の改善のために活用されている。

なお、学部・研究科のほとんどにおいて、入学定員と実入学者数の関係は適正なものとなっているが、文系の一部研究科において、実入学者数が入学定員を大きく下回る結果となっている。そのため、入学定員と実入学者数の関係を適正化する具体的取組がなされているが、なお具体的な成果に結びついていない。

基準 5 教育内容及び方法

本学では学士課程、大学院課程および専門職学位課程のすべてにおいて、教育の目標・目的、学位の種類に応じて教育課程は体系的に編成されており、授業内容は各教員の研究の成果を反映して教育課程の趣旨に沿ったものである。

学士課程においては、学則および全学共通科目履修規程、各学部履修規程に基づき、卒業認定基準が定められている。授業科目は、全学共通科目と各学部専門教育科目から構成され、それぞれの履修規程に基づいて、教養教育から各専門領域を体系的に履修できるように配置されている。教育課程は学生のニーズ、学術の発展動向、社会の要請などに対応しているとともに、講義・演習・実習・実験・ゼミなどの多様な授業形態をバランスよく配置して、少人数教育も実現している。シラバスは全学共通科目および各専門教育科目で共通した基準で作成され、また履修単位数の上限設定や履修モデルの提示、学生からの評価への疑義の対応など、単位の実質化への配慮もなされている。

大学院課程および専門職学位課程においては、大学院学則および学位規程に基づいて学位認定基準が定められている。各学問分野、職業分野の特色や動向、社会的要請などに配慮して、講義・演習などの科目および学位論文作成のための研究指導を適切に配置した教育課程を編成している。また、1対1の対面教育のほかに、関連分野の複数教員による研究指導体制も確立し、個々の提出された学位論文に対しては、主査および複数の副査による学位論文審査体制で厳正な審査が行われ、学位規程に基づいて学位が授与されている。学生が評価への不服を申し立てることへの保障も図られている。

上記基準や授業内容・成績評価基準などは、全学共通科目シラバス・履修案内および各学部・大学院研究科履修概要などに明記するとともに、履修ガイダンス時に説明して学生に周知している。卒業認定や学位認定に

際しては、卒論発表会や学位論文公聴会で公開発表の機会を通じて公正厳正な判定を図り、最終的に教授会が判定を行っている。

学生の自主学習を支援するために、教室・自習室を開放し、学術総合情報センターは夜間や土曜日にも利用できる形態をとっている。学士課程ではクラス担任や学年担当教員を設けて、学習面や生活面の相談に当たり、学生への支援体制を整備している。

基準 6 教育の成果

本学では、大学全体の教育目標を学則と中期計画に掲載し、その中で学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針を明らかにしている。この大学全体の教育目標と教育方針に基づき、全学共通教育と各学部・研究科では、その教育内容に即した形で教育目標と教育方針をホームページや学部要覧等で明らかにしている。

単位の修得状況はかなり良好で、その結果として留年率や休学生、退学者数も比較的低い水準で推移している。学位の授与状況は、高い水準で推移しており、博士論文の内容は、審査の透明性を確保するとともに、論文要旨の公表により高い水準を維持している。また、学部教育の内容を反映して各種国家試験の資格取得も順調である。

全学共通教育と各学部の専門教育で学生に対する授業アンケートを行い、学生の授業に対する意見を聴取しているが、これによると授業の理解度や満足度、授業内容に対する関心度について、全体として肯定的な評価がなされている。

卒業生の就職や進学状況については、多くの卒業生が各学部の教育内容や資格を活かせる場所に就職しており、またより高度な教育を求めて大学院に進学している者もいることより、順調に推移していると判断できる。

卒業生に対するアンケート調査からは本学の教育内容について、社会に出て役に立っているとの回答が多く見られたが、就職先の関係者からは、やや積極性に欠けるとの評価が出された。この点については、今後の改善を要する点として一定の方向性を示した。

本学は長い歴史の中で、社会の各分野で活躍する有為な人材を輩出しており、全体として大学の教育は成果が上がっている。

基準 7 学生支援等

授業科目の選択や専攻・コースの選択に関して、新入生全員に対する入学式当日オリエンテーション、および翌日の各学部、学科別のオリエンテーションが実施されているほか、各学部、研究科独自の履修指導やガイダンス、オリエンテーションが適切な時期に実施されている。

学習支援に関して、各学部、研究科において、さまざまな形態をとりながら、オフィスアワーを設定したり、教員のメールアドレスを公開する体制を整えている。担任制に関しても、初年次生に対して担任制を採用するだけでなく、3年生以降は専門科目演習担当者、各年次ごとの担任制を導入している学部研究科もある。また学習相談に常時対応するために、学習相談員を配置したり、教務委員やゼミ担当教員による分担任制をとっている。さらに全学的対応として、学術情報総合センターが、4月の新入生オリエンテーション、資料・情報の一般的な探し方を説明する講習会、各データベースについて説明実習する講習会、ワードやエクセル、統計ソフトの利用に関する講習会、雑誌論文の探し方に関する講習会などを開催している。

生活支援に関して、本学では昭和46年から4年ごとに学生生活実態調査を実施し、その結果を公表・分析し、学生のニーズを把握してきた。平成19年度に実施された学生生活アンケートは、生活状況を尋ねる項目のほか学習の状況に関する項目が立てられており、学生生活全般に関する学生のニーズを把握するものとなってい

大阪市立大学

る。また、多くの学部、研究科が授業評価アンケートを実施しているほか、担任制をとっている学部、研究科では日常的な学生との接触により学習支援に関する学生のニーズを把握できる状況にある。

特別な支援を必要とする留学生に対しては、チューター制度による対応や、日本語、日本事情の講義などが行われている。また、上級の留学生がチューターになっている場合もあり、新入留学生への生活支援の役割も果たしている。障害を持つ学生に対する支援は、本人の意思を尊重してノートテーカー制度など、個別に対応する慎重な措置がとられている。

自習室やグループ討論室、情報機器などは、学術情報総合センターおよび全学共通教育棟に十分な施設があり、効果的に利用されていることがアンケート結果からも窺える。また、各学部、研究科にも主として大学院生向けの自習室、討論室が設けられており、自主的学習環境が整えられている。

学生のサークル活動支援に関しては、大学のホームページでサークル案内を掲載している。また、サークル活動等が円滑に行われるよう、屋外施設、学生会館、体育館を始めサークル部室などを整え、さらにサークル活動団体に対する物品補助を行っている。また、学生、教員、卒業生が会員となった大学支援組織の「学友会」が、クラブ・サークル活動への支援のために助成金の交付や優秀な成績を収めたサークルに対して顕彰活動を行っている。

学生の経済面での援助に関して、日本学生支援機構による奨学金制度のほか、学部生を対象とした大阪市立大学一般奨学金、大学院生を対象とした若野奨学金および浦上奨学金、文科系学生を対象とする有恒会（同窓会）奨学金といった本学独自の奨学金制度を設け、これらの情報について、ホームページや『Campus Guide-学生生活ガイド-08』で公表し、学生への周知を図っている。さらに授業料減免制度により、入学金および授業料について、全学生数の7.2%を上限として全学免除、半額免除などの措置がとられている。

以上により、学生のニーズが把握され、さまざまな支援は適切に行われている。

基準 8 施設・設備

本学の校地・校舎面積は、全体として設置基準に定められる必要面積を大きく上回り、教育研究を支障なく遂行するための十分な施設設備を有するとともに、バリアフリー対策を含めた施設整備を計画的に進めている。しかし一方では、施設の耐震性の問題や老朽化等の対策を含めた今後のキャンパス整備計画の策定が求められており、平成20年3月にキャンパス整備計画検討委員会を設置し、検討が開始された。

情報ネットワークについては、大阪市立大学情報ネットワークシステム(OCUNET)による高速のネットワークの整備により、学生・教職員がスムーズにネットワークを利用できる環境が提供され、有効に活用されている。

施設・設備の運用に関しては、利用規程や運用方針が定められ、ホームページでの掲載や各施設のパンフレット等により、学生・教職員等の利用者に周知されている。

教育研究上必要な資料については、「大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準」等に基づき、系統的に資料が収集・整備され、利用アンケート調査結果から教員・学生等が十分に活用していることがわかる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況の活動実態を示す基礎データや資料に関しては、学術情報総合センターに設置されているデータベースもしくは、担当部署で管理されていて、必要に応じて参照・活用できる状況にある。

学生の意見聴取は、「授業評価アンケート」「目安箱」などの形で継続的に行われており、教育の自己点検・評価に適切な形で反映されている。特に全学共通教育では、アンケート調査は組織的・系統的に行われていて、その結果を教員にフィードバックする体制が整い、教育改善の仕組みが機能していることが優れている。専門教育・大学院教育においても、手法は多様ではあるが学生からの意見聴取が実質的になされ、自己点検・評価および授業改善への方策がとられている。しかしながら、意見聴取の結果を授業改善につなげる方策について

は、学部・学科・専攻単位で異なり、学科・専攻によってはその方策が見えにくく、必ずしも十分な措置がなされているとは言えないところもあり、より組織的な取組みが要請される。

学外関係者の意見聴取に関しては、各学部・研究科が外部評価の実施を通して、あるいは外部実習先などから学外の意見を教育改善に反映させている。しかしながら、就職先調査と卒業生・修了生の調査に関しては特定の部局での少規模な取組みに留まり、大学全体としての組織的取組みが十分とはいえず、今後、組織的・継続的に実施できる体制を構築して本学の教育活動の改善に結び付けていく必要がある。

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるシステムに関しては、全学共通教育においては大学教育研究センター主導でのフィードバックによる教育改善が進められて、成果をあげている。専門教育・大学院教育に関しても、各学部・研究科の独自の取組みにより、教育の質の向上、改善に結びつける工夫がなされている。この取組みにおいても、学科・専攻ごとに手法に大きな違いがあり、その効果についての情報を組織として共有できていない面がある。

学生による授業評価の結果が、個々の教員の授業内容・方法の改善に結びつくフィードバックシステムは、大学全体として機能しており、個々の教員は学生による授業評価の結果に基づいて、質の向上を図るとともに、授業内容、教材などの継続的な改善を行っている。

FD活動参加後の教員へのアンケートには、参加に対する意義が十分意識されていることが表れていて、FD活動が参加教員の教育に対する意識向上や授業の改善をもたらす重要な起点を形成していると言える。したがって、FD活動には学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されている。

教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための研修は、多様な取組みがなされている。実験担当技術職員などの優れた取組みがある一方、個々の教員に委ねられているところがあり、その資質の向上を図るための組織的取組みには濃淡がある。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化の移行時に大阪市から承継した資産を中心に構成され、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、公立大学法人会計特有の会計処理により計上されるものを除くと実質的な負債は附属病院施設等にかかる借入金に限られ、計画的に返済を行うこととしており、債務も過大でない。

主な経常的収入は、大阪市からの運営費交付金、学生納付金等の自己資金及び外部資金から構成されているが、授業料収入等の学生納付金については、オープンキャンパスや大学見学の開催等の各種入試広報によって志願者及び入学者の確保に努め、安定的に確保ができています。また、新産業創生研究センターの活動を中心として、共同研究・受託研究費及び寄附金等の外部資金の獲得に努めている。

収支にかかる計画については、中期計画及び年度計画において定められており、役員会から教育研究評議会等を通じて各部局教授会等での報告やホームページへの掲載により、関係者に周知にされている。

収支の状況においては、短期の借入をおこなうことなく、18年度は当期総利益 2,580 百万円を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。

役員会の審議を経て経営審議会で決定される予算は、大学の特色となる教育・研究等に対し、年度ごとに新規・重点予算を確保するとともに、学長裁量経費及び戦略的研究経費や研究科長裁量経費等により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切に資源配分を行っている。

財務諸表等は法令に基づき、ホームページへの掲載により、適切な形で公表され、また、財務に対する会計監査として、内部監査、監事による監査及び会計監査人による監査を実施し、平成 18 年度はいずれの監査においても、適正である旨の監査報告書が提出されており、会計監査等は適正に行われている。

基準 11 管理運営

管理運営組織としては、全学には、理事長・学長の下に、役員会、経営審議会、教育研究評議会を置き、各部局には、教授会（一部のセンターに教員会議）を置いている。また、学長・役員会と各部局間の調整を図るための組織として、部局長等連絡会を置いている。

事務組織は、法人運営本部、大学運営本部に各課が属している。事務職員の配置状況は、研究教育等大学の業務の運営の必要性に沿ったものであり、規模からいっても適切である。また、事務職員は、各推進本部の委員として大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加している。

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズは、アンケート調査、各種会議、その他により把握され、各種会議などで共有されている。

監事は監事監査規程に従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出している。また、内部監査室を設置し、定期的に監査を実施している。監査結果は監査報告書によって理事長に提出される。

管理運営に関わる役員・管理職職員は、随時セミナー等に参加しているし、職員には各種の研修の機会が設けられている。

以上により、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されており、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断される。

また、監事が適切な役割を果たしており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

大学の運営方針や、その方針を基調とする本学の運営組織とその機能に関する規程は学則等に定められている。

また、管理運営に関わる理事長・学長以下、各職の選考と責務および権限は、関連諸規程に記載されている。

以上から、管理運営に関する方針が明確に定められ、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

毎年度、年度計画の実施状況を中心に、各部局の自己点検評価を基礎に、全学規模での点検評価が行われている。この自己点検・評価の結果をとりまとめた業務実績報告書の要旨は、学内の主要会議で報告され、また、全文がホームページに掲載されて、学内外からの閲覧が可能となっている。

年度計画の進捗状況に関わる自己点検の結果について、外部委員の参加する経営審議会において検討を行い、その結果につき、設置団体の法人評価委員会から評価を受けている。また、各部局においても、自己点検評価に基づき、数年に一度は外部評価を受けている。

以上により、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、また、その結果は大学内及び社会に対して広く公開され、外部者による検証が実施されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_osakashiritsu_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準3	3-1-1-1	大阪市立大学学則別表
	3-2-2-1	公立大学法人大阪市立大学全学評価委員会規程、
	3-4-1-1	大阪市立大学ティーチング・アシスタント取扱要項
基準4	4-1-1-1	大阪市立大学 平成20年度学生募集要項(1-2頁)
	4-2-3-1	大阪市立大学入試委員会規程
	4-2-3-2	平成20年度学生募集要項[13頁]「[12]入学試験成績の提供」
基準5	5-1-4-1	大阪市立大学、大阪商業大学間単位互換協定書
		大阪市立大学、大阪府立大学間単位互換協定書
	5-1-4-2	大学コンソーシアム大阪 単位互換包括協定書
	5-3-1-1	全学共通教育の履修案内
	5-3-1-2	各学部履修規程等(各学部の履修概要より抜粋)
基準6	6-1-3-1	2007年度前期・後期 学生による授業アンケート調査について(大学教育研究センター)
	6-1-3-2	法学部「授業と学習に関するアンケート」
	6-1-3-3	理学部化学科授業アンケート結果
	6-1-5-1	工学部機械工学科 卒業生アンケート結果について
	6-1-5-2	大阪市立大学の学生に求める資質にかかる調査について
基準7	7-1-2-1	学術情報総合センターにおけるガイダンスの実施状況(平成19年度)
	7-1-3-1	学生生活実態調査報告書2007年度
	7-2-2-1	Campus Life-学生生活ガイド-08 56-57頁、62-63頁
	7-3-1-1	窓口サービスUPマニュアル
	7-3-4-1	Campus Life-学生生活ガイド-08 42-47頁
基準8	8-1-1-1	教室等施設配置図
	8-1-1-2	キャンパス・バリアフリーマップ
	8-1-2-1	平成19年度(月別)全学ホームページへのアクセス件数
	8-1-3-1	Campus Life-学生生活ガイド-08 62-63頁
	8-1-3-2	田中記念館パンフレット
	8-1-3-3	文化交流センターパンフレット
	8-1-3-4	高原記念館パンフレット
基準9	9-1-1-1	公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則別表
	9-1-4-1	全学英語教育検討委員会最終報告
	9-1-4-2	初年次教育検討委員会答申
	9-2-3-1	「教務事務研究連絡会」開催案内